

平成19年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年6月14日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、12番、辻議員の一般質問をお受けいたします。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、議長のお許しをいただきまして一般質問させていただきます。あらかじめ通告させていただいております順序により質問いたしますので、よろしく願いいたします。

個人情報保護条例についてということで一般質問させていただきたいと思っております。

国において個人情報保護法が制定され、また町では個人情報保護条例が制定されております。今日の社会において、あらゆる公共機関、企業等において、個人の情報を保有しておられ、その情報を他人に提供し個人に不利益を与えることは、私としてもあるべきではないと考えているところでございます。

一方、国、県、町、また自治会活動においても、住民の安心安全を守ることから、必然的に個人情報が必要な場合もあると考えているところでございます。

ここで、個人情報保護などに関連して質問させていただきます。一括で質問させていただきますので、ご答弁の方よろしく願いします。

まず、現在の個人情報保護法、町の個人情報保護条例の目的及び制度後数年運用しておられるが、問題点や課題についてと、特に自治会運営とか福祉関係について色々課題があろうと思っております。

次に、斑鳩町の防災計画において、災害時などの要援護者であります高齢者や障害者の方々の対策について取り組みをされるということを知っておりますが、現行の個人情報保護制度上の問題点等。

さらに、最近福祉に関しては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉に関して、その役割は広がりつつあります。また、それぞれの対策も広範囲になってきていると考えているところでございます。その中で、現行の個人情報保護制度上の問題とか課題について、一括で結構でございますので、ご答弁をよろしく願いしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在の社会状況につきましては、情報化社会の急速な進展によりまして、膨大な個人情報収集、保管される状況となってきております。そして、このことに比例するかのように、個人のプライバシーが侵害される事案が増大してきております。

このような状況の中で、本町におきましては、個人の基本的な人権を尊重する上で個人情報の保護が重要な課題であると認識し、本条例において個人情報の適正な取り扱いを確保し、町民が町に保管されている自己情報の開示、訂正、削除及び利用中止を請求出来る権利について保障することを目的といたしまして、平成10年6月に斑鳩町個人情報保護条例を制定し、同年10月から施行しているところでございます。また、平成17年4月には、個人情報の保護に関する法律が施行されたところであります。

しかしながら、これまではなされていまして情報の提供が控えられるなど、個人が不利益を被ることがないように制定された法令の本来の趣旨が見失われているケースも見受けられるようになってきております。また、一方では、行政の保有する個人情報は、公益上有効な情報が多くあることから、住民のプライバシーの保護という面から考えますと、一定の制限は必要ではないかと考えております。

そのようなことから、行政といたしましては、その情報を住民の安心安全を守るため有効に活用されるべきものであることは議員のご指摘のとおりでもありと考へ、今日まで当町の保有する情報について必要な場合は開示するなど、保護と利用の両面で制度の運用を行っております。

自治会運営に関しましては、以前慣行的に行われていた自治会への住民異動に関する情報や民生委員への世帯状況の情報の提供を廃止いたしました。そうした情報は保護されるべき個人のプライバシーに関する情報であると認識し、それらの情報はそれぞれの団体において活動される中で収集出来る情報であるところから、情報提供をやめた経緯がございます。それ以降は、自治会や民生児童委員等の皆様に、情報等の収集で大変ご苦勞をおかけしていることも承知はいたしているところでございます。

その一方で、災害時においては、要援護高齢者や障害者の方々の対策は、一定の制限のもとで互いの情報を共有するご近所や地域のつながりが非常に大きな力になることは、過去の災害の被災地の例を見ましても明らかでございます。町といたしましても、その重要性については十分認識しているところでございます。

これまでも、町の保有する個人情報が有効に利用されると認められる場合には、消

防機関、警察、福祉機関等への情報提供を行ってまいりました。今後におきましても、個人情報の保護に努める一方で、住民の福祉増進に真に必要と考えられる場合には、情報の提供も行ってまいりたいと考えております。

なお、こうした個人情報の外部への提供につきましては、法令の規定に基づき、目的外利用の禁止を原則としながら、個々のケースに応じて、外部提供の公益上の必要性、提供先の個人情報の保護措置などについて十分確認することが必要でありまして、慎重な対応が求められるものと考えております。

また、今年度は、災害時要援護者に係る避難支援プランの構築のため情報収集に取り組んでまいりますが、非常に秘密性の高い情報でもあるため、事業の目的を明らかにし、住民の皆様のご理解とご協力が不可欠でございます。プライバシーの保護に敏感であるがために、希薄化が懸念される地域のつながりの持つ大きな意義について、住民の皆様にご理解を求めため、周知啓発を行うことも重要であると考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） ありがとうございます。今現在、国の方では、国民の安全安心、国民保護と個人情報のあり方について、問題点を整理しながら個人情報保護のあり方について検討されていると報道されておりますが、先ほど答弁されておりましたように、地域での相互扶助や連帯感といった住民意識が希薄になってきているということで危惧しているところでございます。このことから、自治会の未加入世帯もふえているということも聞かされておりますが、それにつきましては、5月の広報のお知らせ版で、加入の促進ということでは一定の努力はしていただいておりますが、今後国の動向を注意しながら、住民の安全安心を守るよい制度運用が図れるよう、努力されるよう要望しときまして、次の質問をさせていただきます。

次に、介護ボランティア制度導入についてということでございます。

これにつきましては、4月の29日の読売新聞で、厚生労働省は介護保険と連動させた高齢者ボランティア制度を考案し、全国の市町村に普及させていく方針を決め、積極的に社会参加してもらうことで、いつまでも元気でいてもらい、介護給付の抑制につながる、また参加を促す活動実績に応じてポイントが獲得出来るようにし、ポイントで介護保険料が払えるようにするもので、5月の連休明けに各市町村に通知すると掲載されておりましたが、その内容について、厚生労働省の方から連休明けにということでも通知あるということでしたけども、その内容について少しお聞かせくださいますようよろし

くお願いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この介護支援ボランティア制度の内容につきましては、平成19年5月7日に厚生労働省より出されました「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」の文書により、その概要が示されたところでありま

す。それによりますと、多くの高齢者がみずから介護支援等のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり、介護予防に資するものと考えられることから、このボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を、質問者がおっしゃいましたポイントとして評価し、このポイントの用途については、地域により工夫を行い決めていくことと示されております。

実施方法につきましては、各市町村において最も適切な方法を検討されたいとのことでありますが、その事業内容の一例が示されており、その例によりますと、地域支援事業交付金対象の範囲で、介護施設や在宅などにおいて、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は当該活動を評価した上でポイントを付与していくとのことであります。

市町村は、支援活動の参加者のポイントを管理し、参加者からそのポイントを介護保険料に充てる旨の申し出があった場合については、その申し出に応じてその管理する資金から参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、参加者の保険料として支払うことが出来ると示されたところでありま

す。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） ありがとうございます。

それでは、次に、新聞によりますと、東京都の稲城市が来年度からこれを本格的に実施するというので、今現在取り組みをされているということでございますが、その内容について少しお聞かせくださいますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 東京の稲城市が提案されております介護支援ボランティア内容の例といたしましては、稲城市が委託します地域支援事業や介護保険対象施設、市の福祉会館などで、レクリエーション等の指導や参加支援、食堂内の配膳や膳を下げる補助、散歩・外出・館内移動の補助、話し相手などが対象とされております。これら

の介護支援ボランティア活動実績等を評価した上でポイントを付与し、その高齢者の申し出によりそのポイントを換金した交付金を交付されるもので、このポイントを活用し、実質的な保険料負担の軽減を行うことを稲城市は想定されておられます。

ボランティアは、稲城市が委託するポイントの管理機関に登録し、ボランティア活動の受け入れ先を紹介すると共に、各ボランティアのポイント进行管理いたします。そして、4月から3月までの1年間の活動実績に応じてポイントを翌年度に付与し、ポイントの所持者から「評価ポイント活用の申し出」というものがあつた場合には、最大年額5,000円程度を限度としまして、その保険料の負担の一部に充てるための交付金を交付するという内容であります。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） 次に、この介護支援ボランティア制度の導入につきまして、現時点で町の一定の考え方をお聞かせくださいますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護支援ボランティア制度の導入につきましては、現時点での考え方でございますけれども、第3期事業計画期間中でありまふことから、導入についてはすぐには難しいと考えております。来年度におきまして、平成21年度からの第4期介護保険事業計画を策定していきまふ中で、その制度内容を十分に精査し、他市町村の状況等も研究しながら、介護保険運営協議会等で議論を行つてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） ありがとうございます。この質問をさせていただきましたのは、これからの高齢者の生きがい対策とか介護予防にもよい面もあるということもありますが、一方では私としては、ボランティア活動はあくまでもボランティアという思いもある中と、なかなか事務的に難しいなという気もいたしますが、（仮称）総合福社会館が来年度オープンするということも計画されておりますので、この辺も含めながら今後この介護支援ボランティア制度について前向きに検討研究しながら、長所、短所はありますが、せつかくの施設が出来ますので、その辺も活用しながら今後十分検討していただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、辻議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯邊議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） それでは、これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

その前に、一言ごあいさつをさせていただきます。

今回、2期目に挑戦させていただき、温かいご支援によりいま再び町政への道を歩むことになりました。今後4年間、住民の負託にこたえるため、住民の声を行政に伝えると共に、町政発展のためとの思いで尽力してまいりますので、よろしく願いいたします。

では、1番目の地球温暖化対策の推進と充実についてであります。ここ数年何か気候、天候の状況がおかしい。また、通常ではない寒暖の変化が著しいとよく耳にいたします。これは、地球温暖化のせいだろうと実感している人は少なくないと思います。本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象が、このところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらに集中豪雨や竜巻などで多くの人命が失われ、家屋や公共施設、また農作物にも甚大な被害をもたらされている。また、夏の猛暑も例年化している。最近、地球温暖化による悪影響が頻繁にテレビ、また新聞紙上で報道されている。

その主な原因は、二酸化炭素などの温室効果ガスにあると言われている。1990年、この二酸化炭素を減らすために、各国が目標を定めて取り組んでいこうと約束をした京都議定書では、日本は温室効果ガスの6%を約束している。数年前から、夏には冷房の温度を28度に設定。ノーネクタイ、ノー上着で仕事をするクールビズで目標の達成に取り組んでいる。また、このことにより、少しずつ地球温暖化に対する住民の意識は高まっている。しかし、現実には、事態の改善は進んでいない。来年から本格的に削減期間5年間、また温室効果排出利用の削減目標達成のための取り組みが大きな課題となっております。

地球温暖化が生活全般において密接な関係があるだけに、今、危機意識を持って考え、この問題はどこにあるのか、またどこがポイントなのかよく把握し、その対策に向けての実効ある行動と、地域ぐるみで率先した取り組みが求められています。以上の要旨を踏まえて、3点について伺います。

まず、1点目の地球温暖化に対する取り組みと成果についてであります。当町においては、安全で快適なまちづくりを柱に、地球温暖化、地球環境問題の取り組みがされ

ています。また、地球温暖化防止啓発事業等を実施し、正しい認識を持って生活様式のあり方を考える機会を提供しております。

そこで、具体的に地球温暖化の取り組みとその成果についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 地球温暖化の取り組みと成果についてでございますが、地球温暖化対策は、全世界共通の問題であり、早急に対策を講じる必要がある問題でございます。

当町におきましても、地球温暖化対策の推進を図る必要があると認識しておりまして、まずは行政が率先して、行政活動に伴います電気、ガソリン、重油などのエネルギーを消費することによりまして排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの削減を目指し、住民の皆様の行動へとつなげてまいりたいと考えているところであります。

このようなことから、今年6月5日に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づきます「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」といたしまして、平成23年を目標年度といたします斑鳩町地球温暖化防止実行計画を策定したところであります。この計画は、斑鳩町役場における各事業の実施や事務活動から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な目標と取り組みを示したものでございまして、平成23年度までに、平成17年度と比較いたしまして7%の温室効果ガスを削減するという目標を立てております。

また、この計画に先行いたしまして、当町では、地球環境の保全と創造への先導的役割を担うため、平成15年2月に環境管理に関します国際規格ISO14001の認証を取得いたしておりまして、役場本庁舎及び保健センターにおけるオフィス活動から排出されます温室効果ガスの削減、地球環境に配慮した事務事業の実施に努めてきているところでございます。

ISO14001環境マネジメントシステムの導入によりまして、役場本庁舎及び保健センターから排出される二酸化炭素の排出量は、ISO14001認証取得前の平成13年度と比較いたしますと、昨年度では約17%の削減となっておりまして、毎年平均10%程度を削減してきております。

今後、役場本庁舎及び保健センターにおけます環境マネジメントシステムの取り組みをその他の公共施設にも広げていく計画でありまして、昨年10月からは上下水道部、今年度におきましては衛生処理場、最終処分場にその運用範囲を拡大する予定をいたし

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 今、ご答弁の中で、これまでに地球温暖化対策の推進の状況、また先日、6月の5日ですか、斑鳩町地球温暖化防止実施計画を策定されております。また、それに伴いまして、平成23年を目標に7%の温室効果ガスを削減するとのことで、行政が率先して取り組んでいるということについては理解が出来ますが、ただいまの報告の内容は行政側の取り組みであって、住民の方、また事業者の取り組みについてはどのような状況になっているのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 住民、事業者に対する取り組みということでございます。

地球温暖化の原因であります温室効果ガスは、工場などの産業部門以外にオフィスや商店、家庭、車などの運輸といったあらゆる場面から排出をされてきております。産業部門につきましては、各業界が自主行動計画を立てまして、温室効果ガスの削減に向けて着実に取り組みを進められていますが、オフィスや商店、特に家庭部門における排出量は、平成2年度と平成17年度を比較いたしますと、17.4%増加しているなど削減が進んでおらず、国際的取り組みであります、先ほど質問者がおっしゃいました京都議定書の削減目標マイナス6%を大幅に上回っている状況でございます。

特に、奈良県の場合は、家庭と運輸の排出量の割合が大きく、家庭と運輸を合わせた排出量が、全国では27%であるのに対しまして奈良県では41%を占めておりまして、家庭における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みが最も重要になってまいります。

このようなことから、まずは住民の皆様は、地球温暖化によってどのような影響が生じるのか、また地球温暖化対策に必要なことは何かといったことを学んでいただき、みずから行動するための意識を持っていただくことが先決であると考えております。

そのため、地球温暖化を身近な問題として考え行動する機会としていただきますために、平成13年8月から平成15年3月にかけて、第3回自治会別環境問題学習会のテーマに地球温暖化を取り上げまして、1,017人の住民の皆様にご参加をいただいたところであります。

また、平成15年度からは、地球温暖化防止事業といたしまして、二酸化炭素を通常

の5倍よく吸収いたしますケナフという植物からはがきをつくりまして、町内のスーパーで地球温暖化防止キャンペーンとして配布をいたしてきております。また、太陽エネルギーを利用して料理をつくったり、太陽光発電システムを見学するなど、毎年様々なテーマで教室を実施いたしてございまして、これまでに延べ256人の方に参加をいただいております。

また、各家庭におけます温暖化防止活動をさらに促進するために、小学生を対象に平成16年度から実施しております「エコいかるがキッズ」がございまして、学校や家庭におきまして温暖化防止に向けた取り組みを実践、記録し、地球温暖化について意識を持って取り組んでいただくための活動も実施しております。

また、環境省が実施しております「子どもエコクラブ」におきましても、当町では、昨年度5団体が登録をしており、年間を通じて環境保全に向けた取り組みを実施しておりますが、そのうち1団体については、二酸化炭素削減に向けた取り組みを実施し、その取り組みが優秀であったことから、3月に横須賀市で開催されました子どもエコクラブ全国フェスティバルに招待されたところでもあります。

今後、これらの取り組みをさらに充実させながら、ストップ温暖化への意識を高めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） ただいまの報告では、温暖化防止に向けての取り組みを進めているにもかかわらず逆に増加している。特に家庭における温室効果ガスの排出量の取り組みが最重要とのことで、そのために住民の皆様への啓発と意義づけについては、ある一定の成果が出ているように思いますが、しかし目標値の達成まではほど遠いように思います。今後、家庭内での取り組みがぜひ必要と考えますので、住民の方への啓発と協力についての方向性を示していただけるよう期待しておきます。

次に、・点目の地域の特性に応じた対策の実施についてであります。各地域においては、温暖化の事業を推進するために、地域の特性を生かし実効あるものとするため積極的に推進し、それなりの効果を得て取り組んでいる地域があります。先駆的で創意工夫を凝らした計画性のある対策と実施が必要と考えますが、町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 住民の方々が容易に取り組み、実効性、計画性のある地

域の特性に応じた対策への展望についてのご質問であります。

深刻化する地球温暖化に対応いたしますため、それぞれ特色ある取り組みをされている自治体がふえてきております。身近なところでは、奈良県が昨年度、二酸化炭素削減の単位「な〜ら」という単位を独自で定められました。質問者もご承知のとおり、この「1 な〜ら」は、吉野杉が1年間に吸収する二酸化炭素の量でありまして、住民の方々は、取り組みによって二酸化炭素削減を吉野杉で換算することが出来るなど、より二酸化炭素の削減を身近なものとして感じていただけるものとなっております。

また、枚方市や札幌市などでは、インターネットにおいて、エネルギーの使用量を入力することにより、自治体全体の二酸化炭素の削減率や削減量がリアルタイムで表示され、またそれぞれの活動の充実をランキングで表示されたり、団体ごとに対戦出来たりするシステムを導入されております。

また、那覇市では、壁掛けタイプで2カ月ごとに光熱費が書き込める省エネエコライフカレンダーを作成し、希望者に配布されているところもあると聞いております。

さらに、名古屋市では、イベントの実施の際、あらかじめ使用する車両や発電機から排出される二酸化炭素の量を試算し、その量を植林など別の取り組みで相殺させるカーボンオフセットを初めて実施されております。

このように、特産物により二酸化炭素を換算出来たり、あるいは一種のゲーム感覚で取り組みが出来たりと、地域の特性、あるいは取り組みやすい雰囲気醸成に努められていると考えております。

いずれにいたしましても、今後、当町といたしましても、行政、住民、事業者がそれぞれの立場で積極的に取り組んでいくことは不可欠なことから、このような先進例も参考にしながら、斑鳩町の特性に応じたストップ温暖化対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） それぞれの地域に合った主な取り組みについてお聞きしたのは、地域の特性を生かした取り組みをすることにより、今まで以上に創意工夫がされ、またその中で地域が温暖化について身近に感じる事が出来、取り組むことにより効果が生まれてくると考えます。当町においては、目玉となる取り組みを期待していましたが、特にないようですので、今後の課題として取り組みを期待しておきます。

次に、・点目の地域住民への情報提供と活動推進についてであります。温室効果ガ

スの排出量の削減等は、行政をはじめ住民、事業者が一体となり対策を考え、情報の共有を図り、誰もが地球温暖化に協力出来る体制づくりを、本格的に目に見える形で実行出来ることが必要と考えます。町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 最近では、テレビ、新聞等においても、地球温暖化問題について取り上げられる機会が多く、問題意識を持っておられる方もふえてきていると思われませんが、より多くの住民の皆様を意識を持って取り組んでいただくため、今年6月号の広報紙におきまして、ISO14001の取り組み状況の公表とあわせて、「地球温暖化対策 私たちにできることは」をテーマに広報記事を掲載しておりまして、今後も定期的に広報活動を展開してまいりたいと考えております。

また、今年6月5日に策定しました「斑鳩町地球温暖化防止実行計画」につきましては、毎年、計画の進捗状況を公表することが法律で義務づけられておりまして、今後、広報紙、ホームページ等により、進捗状況の公表を実施する予定をいたしております。

現在、当町におきましては、地球温暖化防止実施計画の策定、ISO14001による環境に配慮した事務事業の推進など、まずは行政が率先して地球温暖化対策を実施している段階ではございますが、今後、地球温暖化対策を本格的に推進するためには、住民の皆様一人ひとりの行動が不可欠でございます。

このようなことから、今後、環境教室をはじめといたしました各種啓発事業とあわせまして、住民の皆様の具体的な行動へとつながるよう情報提供の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 先ほど申しましたように、住民の方に情報を提供するだけでなく、それをどのような形で、また実際に協力してもらえるのか、今後具体的に考えを示すことが温暖化防止に対する大きなポイントになると考えます。このことについて再度伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今後、どのような形で体制をつくっていくかということでございますけれども、ますます深刻化する地球温暖化問題に、全町民の皆様が関心を持っていただき、防止や緩和するための取り組みを行っていただきますには、住民の方一

人ひとりが地球温暖化について危機感を持っていただくことが重要であると考えております。

現在、奈良県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきます奈良県地球温暖化防止活動推進センターというのが設置されております。今後、センターやほかのNPO団体とも協議、連携をしながら、住民の方々が危機感を持って自主的な活動が展開出来るような体制づくりや、当町の特性に応じた取り組みを展開してまいりたいと、このような体制で実行してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） この温暖化は大きな問題で、しかも目に見えないだけに、あらゆる面において取り組みが必要と考えます。今後、地球温暖化問題に対する対策はさらに加速をされていく中で、当町においてもこの問題はどこにあるのか、またどこがポイントなのかをしっかりと見据え、先ほど報告がありましたように、斑鳩町地球温暖化防止実行計画に沿って、実効性のある行動で、住民一体となって、目に見える、わかりやすく、誰もが取り組めて達成感のある体制づくりの充実で地球温暖化ストップが図れるよう強く要望して、次の2番目の質問に入ります。

災害弱者の安否確認についてであります。依然として高齢化が進む中、地域社会とのつながりが希薄化し、高齢者の孤立化、また社会環境の変化により、高齢者を取り巻く環境は様々です。このような背景の中で、もし災害が発生した場合、高齢者、また子ども、障害者の方に対しての救済をどのようにすべきかをあらゆる角度から考える必要があります。地域の災害弱者の把握をし、その実態を明らかにすることにより、色々な問題に対しての早期発見につながります。

私は、昨年3月の定例議会の一般質問においてこの問題について取り上げ、提案をさせていただきました。例えば、一人暮らしの方65歳以上、高齢の夫婦の方であれば70歳以上、また寝たきり高齢者を対象に、その方の状況を把握し、町がその地域の民生・小地域福祉の方と連携がとれるようなネットワークづくりの必要性について提案をいたしました。その後どのように検討いただいているのか、また具体的にどのように進んでいるのか、以上の要旨を踏まえて2点について伺います。

まず、点目の高齢者を支えるネットワークについてであります。常に地域の民生委員の方、福祉会の方々と情報を共有し取り組むことが重要です。そのためには、支援

の目的に必要な高齢者の状況の把握をするために、対象者の台帳を作成し支援をしていく体制が必要ではないか。また、個人情報等の問題もありますが、利用する目的も明確であり、個人情報目的外利用としての取り扱い、対象者の方に同意を得て台帳を作成し、支援の基礎資料として進めてはどうかと申し上げました。その後検討していただいていると思いますが、現時点での動きについて伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 昨年度の質問の中で、高齢者台帳づくりについてということのご質問でございます。

その後の取り組みでございますけれども、要援護の必要な一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の方で、見守りや福祉サービスが必要な場合には、周辺の住民の方、民生委員さん、小地域福社会等の皆様と地域包括支援センターや福祉課等関係機関と連携をとり対応をしてきているところであります。

また、日常生活において、一人暮らし高齢者等の安否確認が必要な方につきましては、緊急事態が発生した時に速やかに安全確保するために緊急通報装置を設置していただいております。地域ケア体制の充実に努めてきております。日ごろから高齢者の実態を把握することが、高齢者の方が抱える色んな問題の早期発見につながり、また災害時の支援においても非常に重要ではないかと考えております。

近年、各地で災害が発生しており、高齢者の被害が大きかったところであり、国、県において災害時要援護者の避難ガイドラインが作成されました。こうしたことから、町といたしましては、今年の秋に一人暮らし高齢者及び高齢者世帯、身体障害者、視覚障害者等要援護者の方々を対象に、要援護者台帳づくりに向けたアンケート調査を実施したいと考えております。

このリスト作成により、地域の協力のもと、日ごろの見守りや災害時の避難行動や安否確認等の支援活動を円滑に行えるように活用してまいりたいと考えておりますが、要援護者リストの取り扱いについては、プライバシー保護の観点から十分注意し、情報の共有化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 台帳づくりについては、まずアンケート調査の実施を行うということで、まず一步前進したと思います。

その前に、ネットワークを進めるに当たり、個人情報保護については、先ほどもお話

がありましたように、十分留意しなければならないと思いますが、このことについては、利用する目的も明確であり、個人情報目的外利用としての取り扱いについて法律でも明記されていますが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 個人情報の保護ということではありますが、本人以外の者に個人情報を提供することが明らかに本人の利益になる時に、目的外利用をしまたは提供が出来る場合があると「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」では規定をしておりますが、本人の了解なしでは見守り活動も難しいと考えており、アンケートの中に、関係機関等に情報を提供することに同意するかどうかの欄を設け、本人や家族の同意を得る方向で検討をしております。見守り活動を通じて信頼関係を築くことにより、防災だけでなく犯罪抑止効果や地域における各種活動を通じまして人と人とのつながりを深めると共に、要援護者がみずから地域に溶け込んでいくことが出来る環境づくりにもつながるのではないかと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） アンケートの中に、本人、家族の同意を得る方向で検討をされているということで、同意に向けての配慮した内容となるようお願いしておきたいと思っております。

また、全体的に今回のアンケートはどのようなものになるか、少しお伺いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 要援護者リストを作成する上で、そのアンケートの内容でございますが、災害発生直後から安否確認に最低必要な情報内容について、国、県のガイドラインが出ておりますので、それを参考にしてアンケートの内容を検討してまいりたいと現在考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） これから国、県のガイドラインを参考に検討をされるということですが、本人の意向はもちろんアンケートをする必要がありますが、災害が発生した時、家族の方の援護も当然必要ですので、家族の意向を書く欄を設けるべきだと、これは私の提案でございますが、そのところをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子どもさんと同居されておられましても、子どもさんや同居の家族が働いておられましたら、昼間に災害が発生した場合には、日中独居となる高齢者の方が1人で避難するようなケースが考えられ、難しいケースだと考えております。ただいまご提案いただきました家族の意向を書く欄を設けまして、アンケート調査を行いたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） わかりました。今後、アンケート調査の実施を早急にさせていただきたい。また、誤解のないよう、また基礎資料を作成し、実態の把握をお願いしておきたいと思います。

次に、・点目の実効性のある安否確認についてであります。過去において被災した地域では、その教訓を生かし、災害弱者への情報を得て救いの手を差し延べている。例えば、高齢者、また一人暮らしの高齢者の方、在宅介護者、認知症、また障害などの支援の必要性の高い要援護者を対象として、地図上に対象者宅を色分けして、有事の時に地図を頼りにすぐに安否確認が出来るように高齢者マップを作成している地域があります。地域の協力がないと出来ないことですが、この方法により多くの方の無事を確認することが出来たとの実例がございます。この取り組みについての見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 要援護者の方の家を地図におとして災害時等の安否確認に役立つものと高齢者マップについては理解をいたしております。能登半島地震の際、輪島市の一部の地区で一人暮らし高齢者のマップをつくっておられ、発生直後から安否確認をされたとも聞いております。安否確認の際、名前と住所だけではなかなか位置確認が出来ないことも予測されますことから、地図であればよりスムーズに対応出来るのではないかという認識をいたしております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 高齢者マップの必要性について、今のご答弁では認識していただいているようですので、斑鳩町としてはぜひ作成していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 高齢者マップにつきましては、有効な手段の一つである

と認識しております。今年度は、先ほど申しましたようにアンケート調査を実施し、実態の把握を行い、要援護者リスト作成につなげてまいりたいと考えております。高齢者マップの作成につきましては、今後調査研究をいたしまして、各種関係機関のご協力も得ながら検討をしてみたいと考えておりますが、その取り扱いにつきましては、やはり個人情報の観点、プライバシー保護の観点から、十分に注意し実施しなければならないと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 災害時における一番の目的は、一刻も早く人命を救うことです。その手だてとして有効な手段を考え、実行可能な方法を見つけ出し取り組むことが今求められています。アンケート調査を早急に実施し、災害弱者の安否確認が確実に実行出来るよう、高齢者マップの活用について十分検討していただいて、住民の安全確保に努めるよう期待いたしまして、次の3番目の質問に入ります。

印刷物ガイドラインの策定についてであります。町が発行している印刷物には、様々でたくさんの種類のものがあります。例えば、書籍、冊子、パンフレット、広報紙、ポスター、地図、ステッカーなど、それぞれの目的に応じて作成されています。印刷物の作成においては、どのような紙面が読みやすいのか、またわかりやすいのか。印刷物の取り扱いについては、適正な発行と効果的な活用が必要です。また、適切な目的のもとに、その有効性、また経済性、妥当性を十分考慮し作成、配布されているのか。特に、すべての人の立場に立って、デザイン、企画をよりわかりやすく情報提供をすることが求められています。以上の要旨を踏まえて2点について伺います。

まず、点目の印刷物作成の判断基準について。

印刷物を作成する際に、文字、表記、表現、様式、配色、絵、写真、イラストをはじめ表現の方法や用紙、印刷等に至るまで、基本知識、または原則をもとに作成されていると思いますが、その判断となる基準について伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在、町の情報を発信するため、各部局から広報紙をはじめ色々な印刷物が発行をされております。これらの印刷物につきましては、住民の皆様に、町政への関心と理解を深めていただくと共に、町政の様々な課題について共に考え、参加や協力をお願いし、住民の皆さんとの信頼関係を築く大切な情報提供の手段であると考えております。

そのため、すべての人にとりという観点、視点から、情報の受け手の立場に立ち、出来る限り親しみやすくわかりやすく、さらに読者が不快な感じを受けないように配慮した情報の提供を行う必要があると考えております。

例えば、何を伝えたいかを明確にするためには、文章表現はわかりやすく簡潔に表現する。また、難しい言葉やカタカナ言葉には気をつけて表現するなどです。次に、情報を受ける立場に立った表現方法を行うためには、情報の受け手の年齢、性別等の様々な状況を考えて表現する。また、文字の大きさや色の効果に気をつけて表現する。また、写真やイラスト、表などを効果的に活用するなどです。次に、最も効果的な印刷物の種類を選択するためには、提供する情報内容を考慮して印刷物の種類と特性を考え、目的や対象とする読者に応じて使い分けることなどです。

町といたしましては、以上のような点について配慮しながら印刷物を作成しておる状況でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 印刷物は、すべての人にとりという視点から配慮した情報を提供することが目的であり、また住民の皆さんに参加、協力をいただくことで、より一層の親しみやすい情報を提供出来ると思います。

一方では、環境問題への意識が高まる中、印刷物に対しても環境に配慮した製品づくりが求められ、グリーン購入法によりその基準が定められています。町が作成する印刷物の用紙や使用インキは、環境負荷の低減など環境への配慮の視点からどのように考えているのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 本町では、ご承知のとおり、ISO14001を取得いたしまして、町の事業活動から生じます環境負荷の低減を図るため、また町が率先して環境に配慮した物品の調達に取り組むことによりまして、事業者等が環境に配慮した商品の生産、販売等に積極的に取り組むことが可能となるよう、その支援及び啓発に資することを目的に、平成14年10月に「斑鳩町グリーン調達手順書」を策定し、その運用に努めているところでございます。

その手順書におきまして、本町が作成する印刷物については、グリーン商品の選択基準を定めておりまして、町広報紙は、古紙配合率100%、白色度70%程度と規定をされております。なお、町広報紙の古紙等の使用につきましては、手順書の制定以前、

平成12年度から取り組んでいるところでもございます。

また、平成15年度からは、町広報紙の印刷に使用するインキを、環境にやさしい大豆インキ、いわゆるソイインキと言われるものを使用すると共に、環境負荷への低減を図るため、ホッチキスによる製本もやめているところでもございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 今の答弁の中に、斑鳩町グリーン調達手順の運用についてという事で、環境に配慮した印刷物を考えているとのことですが、反面印刷物の費用がかさむ場合があると思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 費用についてでございます。環境負荷の低減等に配慮した事業活動を行っていく上で、エコ商品の調達や再生紙の利用などから、費用がかさむことも事実でございます。ただ、これらに対応出来る財源にも限りがありますことから、斑鳩町環境マネジメントシステムの取り組みに当たっては、費用対効果を十分に考慮し、技術的な改善の余地が残っており、かつ予算的な措置が可能であるものについて実践しているところでもございます。

町広報紙の発行につきましては、毎年度その印刷業務を入札にかけると共に、紙面等の内容について見直しを図るなどいたしまして、可能な限り費用の縮減に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 費用対効果を十分に考慮していただいているということで、また技術的な改善の余地も含め鋭意努力していただきたいと思います。

次に、・点目のユニバーサルデザインを考慮した印刷ガイドラインの策定についてですが、すべての人、高齢者、障害者、外国人、子どもたちの立場に立ってデザインを企画し、つくる。また、様々な読者の立場に立ってわかりやすく情報提供することが必要です。そのためには、今後、ユニバーサルデザインの考えを具体的に取り入れた印刷物のガイドラインの策定が必要と考えますが、町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問のユニバーサルデザインを考慮した印刷物のガイドラインの策定についてでございます。町政情報を発信する印刷物は、年齢や性別、身体的能力等に関係なく、様々な読者のことを考えまして、出来る限りの多くの人々にわかり

やすく情報の提供を行うことが大切であり、この認識のもとに町広報紙等を作成をいたしております。

ただ、ご質問のガイドラインにつきましては、現在策定はいたしておりません。また、県内を見ましても、県をはじめ明確に設置されているところはございません。

そうしたことから、今後におきましては、県外先進地等の事例も調査しながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 再度、ユニバーサルデザインについて、どのようなものであると認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 認識でございます。ユニバーサルデザインについてであります。年齢、性別、国籍やハンディキャップの有無等に関係なく、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりや物づくり、仕組みづくりを行う考え方であると認識をいたしております。

本町におきましては、すべての人々が安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」の推進、一人ひとりの声を大切にする「開かれた町政」の推進、町財政の健全化を進め「地方分権の時代にふさわしい施策」の推進に努めているところでございます。これらの推進に当たりましては、町政の情報を親しみやすくわかりやすくお伝えし、住民の皆さんと情報を共有していこうとする意識と努力が不可欠であります。

そうしたことから、町政の情報提供を担う重要な手段の一つである町広報紙づくりにおきましては、ユニバーサルデザインの視点で、より一層、誰にでも親しみやすくわかりやすい情報提供に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 今後も、ユニバーサルデザインの考え方を具体的に取り入れ、印刷物を作成する際には、文字、表記、表現、様式、配色、また目の不自由な方への情報提供など配慮すべき事項を細かく示したり、このほかに用紙、印刷などについても参考資料として掲載したガイドラインは、印刷物を作成する時の基本となると考えます。今後の検討を期待いたしまして、最後4番目の質問に移らさせていただきます。

町営住宅ストックの活用について。

今、住宅を取り巻く環境及び情勢は年々変化する中で、多くの課題が山積しています。

例えば、建物の老朽化、居住水準の格差、入居家族の変化、また住宅申し込み倍率等の課題があります。

当町の町営住宅ストック総合活用計画の推移を見ますと、昭和28年度に町営住宅の供給が始まり、昭和35年度には9団地、124棟を管理。その後、管理を進める中、老朽化が進む団地の住環境改善により整理統合し、平成12年度に7団地、107棟を管理。このような状況の中で、今後の町営住宅の現状と地域の実情を踏まえ、町営住宅の総合的なストック活用に長期的な視点を加え、平成13年度から10年間、平成23年までの具体的なストック計画の策定をしておられます。

町営住宅の供給は、住宅に困窮する方々の住居の安定を図るという役割から、住宅供給が優先され、住環境の質やまちづくりに対しての配慮も必要であります。本町の住宅供給の状況において、年齢や世帯構成、所得階級に偏りが見られ、また近年急速に進展している少子高齢化社会に対応していくため、今後の住宅ストック活用の展開を積極的に図る必要があると考えます。

以上の要旨を踏まえて3点について伺います。

町営住宅の現状についてであります。町営住宅の変遷の中で、どのようにして住民のニーズにこたえ現在に至っているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 町営住宅の現状について、今、議員の方から申していただいたとおりでございます。今現在、109戸を管理をいたしているところでございます。

そうして、住民のニーズにこたえ現在に至っているのかということでございますけれども、本町の管理する公営住宅につきましては、低賃借料で健康で文化的な住環境を提供するという理念に基づきまして、昭和28年より整備を行ってきておりますが、健康で文化的な住環境に対する居住者の認識や要求につきましては、時代、情勢の変化と共に様変わりしてきているところでございます。

このような地域の特性や時代の情勢に伴います生活スタイル、また生活水準の変化を考慮した需要のニーズに適合した住宅を供給することを基本理念として整備を行ってきておまして、居住水準の向上、社会的弱者に対する生活安全、そして安心、そして社会福祉の増進、また高齢者、障害者への対応等目標として整備を行ってきたところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 町営住宅の事業の経過についてはわかりましたが、先ほど質問いたしましたように、どのようにして住民のニーズにこたえ現在に至ったかということをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほどご質問いただきましたことで、最近は生活スタイル、生活水準の変化も見られますことから、居住水準の向上、また社会的弱者に対する生活安全・安心、高齢者、障害者への対応等を目標として整備を行ってきたところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 今、答弁の中で、地域の特性、時代情勢に伴う生活スタイル、また生活水準の変化を考慮に入れてと、整備してきていただいたということで、現在の社会情勢の変化を見る限り、社会的弱者の生活の安定と社会福祉の推進、高齢者、障害者の対応については喫緊の課題であると考えます。

そこで、次に・点目の町営住宅の募集及び申し込み状況についてであります。今まで抽選の結果を聞いてみますと、当然ながら、抽選でまた外れたと、幾ら応募しても入居出来ないと嘆いている方がおられます。また、仕方がないとあきらめ、また挑戦、次もまた外れたと繰り返しが続く。抽選だから仕方がないものの、単に入居抽選倍率が高いためにこのような状況になってはいますが、ここ最近の住宅の募集と申し込みの状況について伺います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 最近の町営住宅の入居申し込みの状況でございますが、今年度につきましては、公開抽選を5月24日に実施いたしております。まず、追手団地では、募集1戸に対しまして2名の申し込みがございまして、抽選倍率としては2倍ということでございます。次に、目安北団地では、募集1戸に対しまして10名の申し込みがございました。抽選倍率としては10倍となっております。次に、長田団地A棟では、募集戸数が1戸に対しまして3名の申し込みがございまして、抽選倍率としては3倍という状況でございます。

なお、過去5年間の入居者の抽選倍率といたしましては、まず初めに、平成15年度は7月と1月に2回募集を行っております。募集戸数14戸に対しまして91名の申し

込みがありました。抽選倍率としては6.5倍。平成16年度は、募集戸数2戸に対しまして15名の申し込みで、抽選倍率としては7.5倍。平成17年度は、7月と2月に2回募集を行っております。募集戸数4戸に対しまして30名の申し込みがございました。抽選倍率としては7.5倍となっております。なお、18年度につきましては募集は行っておらないということで、平成15年度から19年度まで5年間の入居者の抽選平均倍率としては、約6.6倍ということでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 今、報告ありました入居抽選倍率を整理してみますと、各住宅によつての倍率は違いますが、倍率だけを見ますと、今のご報告にありましたように、平成15年度6.5倍、16年度が7.5、17年度が7.5、19年度が、今回10倍、年々高い倍率となっております。ここ5年間の平均倍率は、先ほど報告がありましたように、6.6倍との報告ですが、このような抽選倍率についてどのように考えているのか、また現在の入居者の状況はどのようになっているのか、伺います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 競争抽選倍率につきましては、町営住宅の需要がまだ多くございまして、それに見合うだけ供給が出来ていないのが現状であると、このようには考えております。

また、現在の入居者の状況について年齢別に申し上げますと、10歳未満の方が10.3%、10代の方が9%、20代の方が9.9%、そして30代の方が15.9%、40代の方が7.7%、50代では11.2%、60代では10.3%、70代で16.7%、80代で8.1%、90代で0.9%となっておりまして、入居者の中でも70代の方が多いのが現状でございます。

このような状況の中、今後の町におけます公営住宅につきましては、高齢者、障害者、母子、若年夫婦世帯など社会的・行政的に支援を必要とする世帯も安心して自立した生活を送れる生活環境としての役割が大きくなっているのではないかなど、このように考えられます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） 50代から70代、特に70代の高齢者の入居が多いと見受けられます。このような状況を考えますと、住宅を供給する基本理念として、社会的弱者への対応は今後検討が必要と考えます。

そこで、次の・点目の今後の町営住宅の供給についてであります。入居抽選倍率を下げるには、住宅の供給を整備し、どのような方向で今後考えるのか。

また、ストック計画では、平成22年度には150棟を計画されていますが、今後、現状の厳しい財政を考えると難しい状況にはありますが、しかし、先ほどの需要の実態を考えますと、何らかの形で整理、また促進しなければならないと考えます。住宅の供給についての見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 町営住宅の供給についてのご質問でございますけれども、町営住宅については、老朽化の問題もありまして建て替え整備が必要なことから、国の補助事業を活用して整備を進めるため、平成12年度に斑鳩町営住宅ストック総合活用計画の策定を行いまして、第1期整備事業として平成15年度に目安北団地の建築を完成しております。

この計画に基づきます目標戸数については、計画期間最終年度、平成22年度における町営住宅管理戸数は150戸となっております。老朽化した正隆寺団地、高塚団地、興留東団地の今後の取り扱いも含め、新しく建て替えすることにつきましては、建設費、用地の確保等厳しい財政状況の中、現状では難しいものと考えているところでございます。

したがって、今後につきましては、民間賃貸住宅の借り上げ、また買い取りといった供給方式も視野に入れて検討もする必要があるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） そこで、今後、ストック総合活用計画の見直しをどのように考えるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ストック総合活用計画の目標年次といたしまして、平成22年度までの整備計画を示しておりますが、先ほども申し上げましたように、厳しい財政状況の中で、公営住宅の供給事業を効果的に進めていく必要があることから、見直しも含め検討することが不可欠ではないかなと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯邊議員。

○11番（飯邊昭二君） わかりました。公営住宅法の第1条に、「この法律は、国及び

地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と記されています。平成12年に策定された斑鳩町営住宅ストック活用総合計画は、急速な高齢化と時代情勢の変化に伴う需要の推移を考えますと、時代のニーズに適合した柔軟な対応が必要です。今後、見直しの中で、公営住宅法に基づき、高齢者、障害者、低所得者、また子育て世帯が安心して住宅を借りられる住宅の確保を具体的に進めていただくよう要望いたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、飯邊議員の一般質問は終わりました。

午前10時40分まで休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず、今年2月19・20日の1泊2日で近隣、斑鳩、三郷、安堵、王寺、河合、上牧、平群の7町の町長が、公費で福井市防災センターを視察するという名目で実施した視察旅行について質問いたします。

このことは、今年3月19日の朝日新聞に、「奈良県の7町長公費で温泉旅行」と掲載されました。また、4月26日に朝日テレビの昼の「ワイドスクランブル」という番組で、地方自治体の間違った公費の使い方を批判する内容が詳しく報道され、私に小城町長に対する批判の声がたくさん寄せられました。

そこで、2月19・20日の7町の町長による視察研修の目的を、小城町長に改めて問いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 王寺周辺広域市町村長会の視察研修につきましては、各町を代表する町長が、長としての立場でもって広域圏協議会の発展、振興のために識見を高めると同時に、共通して抱える諸問題についての意見交換を行うことを目的として実施されているものであります。

平成18年度の研修につきましては、平成18年11月中旬から各町長の日程調整を開始されまして、数日後に平成19年2月19・20日で日程調整が完了されたということをごさいます、11月22日付で日程調整の通知を送付、その後平成19年2月1日付で各町に研修実施案内が送付され、平成19年2月19・20日に予定どおり視察研修が実施されたところであります。

しかしながら、当初予定しておりました福井市防災センターの視察につきましては、当該施設が当日休館日であり、ご指摘がありますとおり、今回の研修におきましては、施設の視察を行うことが出来ず研修が終了したということをごさいます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町民の方から、私に番組を録画したDVDが送られてきました。その方は、非常に怒りを通り越してあきれておられました。その録画の中で、2月19日が防災センターの休館日であることは事前にわかっていたと三郷町の総務部長が答えています。小城町長は、防災センターが休館日であるということをいつ知られたのですか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 当日、19日三郷町へ集合した時に、そのところで、今日は福井市の防災センターを見学するはずであるけども休館日であるということで、そういう報告を受けたわけをごさいます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町長視察研修は、財政難の中でも公費を使い実施する以上、目的地を視察研修してこそその目的を果たすことが出来るわけですが、なぜ翌日の火曜日は開館していたにもかかわらず視察しなかったのですか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、19日に行きまして、ちょっと20日に用事がございまして、私は東京へ陳情等ございましてから20日の朝に出たということで、恐らくそういう関係等について、担当の方等が調整をされたのかされなかったのかその辺があれですけども、結局視察をされなかったということをごさいます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 番組の中では全くそういうことにはふれられてなくて、担当者の方が、いや、うかつでしたとかいう話で終わってたんですが、私は財政難の中で、公費

で近隣7町の町長がわざわざ福井県まで出向き防災センターを視察するということは、各町長が町行政にその視察の成果を生かしてこそ公金の無駄はありませんが、今回の視察のように、目的とする防災センターの視察もせず、石川県まで足をのばし、高級旅館和倉温泉加賀屋に1泊し、コンパニオン付の大宴会25万円を含む94万円の旅行は、どこから見ても正当な町長の視察旅行とは言えません。このような事実が発覚したからといって、他町の町長がテレビのインタビューで、1人10万円町へ返還したから問題はないと答えていますが、小城町長は、今回の視察なき豪華和倉温泉1泊2日10万円の旅行を町民に謝罪されるのですか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 当然、私はやっぱりこういうことが起こったということは、町民の方々に大変申しわけないと思っておりますし、こういうことについては、私はやっぱり今後町長会の研修というのはやめるべきであろうと思います。

こういう経緯というのは、私は、町長会というのか議長会というのか、広域行政圏の中で出発したのは、合併をするというところから研修をしてはどうかというところから出てきたわけでありまして、そしてその中で我々が、広域の関係で合併問題等がございましたから、そういうところに視察に出向いたり、そういうこともさせていただいたわけでございますけれども、最終的には合併がなかったというところから、私自身もやっぱりこういう関係等については、そういう目的が達成出来なかったものですから、当然やめることが一番大事ではなかったかなと、そういうふうにも反省をいたしております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町長が謝罪されたということで、それでは、過去10年間に7町の町長による視察旅行として公費をどの程度支出されたのか、またその目的と視察先、宿泊地を教えてください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 王寺周辺広域市町村圏町長会の事務局に問い合わせたところ、記録は残っておりませんが、把握出来ました範囲でお答えをさせていただきます。

まず、過去の研修実績であります。現存します資料から、まず平成10年度は日本水道協会総会への参加を兼ねて北海道函館市へ、平成11年度も同様に山形市へ視察研修が実施されました。その後、平成12年度は実施された記録が残っておらず、平成13年度は北海道旭川市へ農業観光施設の視察に、平成14年度は熊本県八代市へ八代地

域市町村合併協議会の視察に、そして平成15年度は北海道札幌市へ札幌総合スポーツ施設の視察に、平成16年度は日程調整が整わず未実施でありました。平成17年度は、福岡県の福岡市へ福岡市防災センターの視察を実施されております。

次に、視察報告書についてであります。確認することが出来ておりません。

次に、視察費用についてであります。関係資料が保存されていませんが、聞く範囲では、80万から100万程度の予算執行であると聞いております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、聞いた中でも、北海道が3回ほどあったんですか。視察先はそれでわかったんですが、実際に泊まれた宿ですね、宿泊地をお答えください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほど町長もご答弁させていただきましたように、それについては把握出来ませんでしたので。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、番組の中でも嬉野温泉とか色々出てたように思うんですが、テレビ局でわかって、テレビ局は多分事務局へ聞いているんやと思うんですが、本当に事務局でわからないんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 確かに番組の中で、2カ年分たしか言っておられたと思うんですが、温泉地の名前、その旅館名についてはわからないことで。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 旅館名やのうてその宿泊地の温泉が何々温泉行った。テレビへ出たんは、札幌市内というのは1つだけで、あとはたしか和倉温泉と佐賀の温泉でしたか、何かそういう、僕らも見ても行きたいなと思うようなたしか温泉が並んでたように思うんですが、温泉名わかりますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今現在私承知しておりません。また、再度詳しく、事務局の方へ問い合わせさせていただいて、その経過報告につきましてはご報告させていただきます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） わかりました。それでは、後日また調査して報告していただきました

いと思います。

それでは、実際にそのようにして視察されたわけですが、斑鳩町の町行政にその視察された内容がどういうところで生かされてきたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 視察内容というのは、やっぱり7町の町長がなかなか会えませんし、また色々とそういう機会というのがございません。

ただ、問題は、この広域7カ町の合併問題等についてどういう形で、この間でも、ここに出てますように、八代市の八代地域市町村合併協議会等の視察とかございますように、やっぱりそういう色んな関係から、最終的には17年の関係で合併が出来ない、単独でいくというような結果、王寺町、あるいは斑鳩、あるいは平群が住民投票されたという経過を踏まえた中で、私はそういう関係から、やっぱり皆さん方の色んなご意見等があるんだなということも踏まえて、腹を割って話をさせていただくといういい機会ではないかなということで考えております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、町長が言われましたが、確かに合併に絡んで7町の町長が腹を割って話す、それはそれで意義があると思うんですが、それは何もわざわざそういうところへ行かなくてもいいのではないかなと思うんですが、先ほど町長が言われたので再度確認しておきたいんですが、私は斑鳩町は財政難で、ごみの有料化や下水道の加入負担金10万円など住民に多くの負担を強いてる中で、視察しても町行政に生かされないのなら、視察旅行はやめるべきだと思います。再度町長の見解を問うておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私はいつもどこかへ行きますけども、やはりそのまちのまたよさ、あるいはまちのそういうものを考えて、私は色々と咀嚼をしながら、町の職員とも相談を申し上げて、やはりこういう一つの問題点を提起しながら、そういうことに生かしておると思います。あるいはそういう点については、ごみの問題についても、あるいはまた色んな関係等についても、下水道の問題についても、私はそういう中で下水道がどうあるべきか、やっぱり今後将来に向かったら、やはりこれだけの財政的に、今借金をしている部分が、いずれやっぱり後年度に借金がつけ回るという中では、やっぱり議会の皆様方ともご相談申し上げて、そういう負担金の10万円についても、議会の皆様方の

全員一致の、満場一致で協力をいただいたこともありがたい話だなと。そういう時には、議会の皆様方からご承認をいただくということは、将来的に財政が厳しいんだなということも踏まえて、そういうこともおっしゃっていただいていますように、我々としては議会とも十分ご相談を申し上げながら、そしてまた職員共々力を合わせながらそういう点については努力をしているということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町長が今言われてもね、この10万円の旅行の後だけに、なかなか私自身も、それはそうですねとは言いにくい状態であります。

私は、財政難の折、基本的に町長や議員が公費で実施するのではなくて、やっぱり自分の報酬で視察研修は、毎月もらう議員報酬や町長報酬で行くべきだと思います。まして、町長は、民間では考えられない1期4年ごとに2,000万近くの退職金があるわけですから、財政再建をする気構えを町民に示すためにも、今後は自費で行っていただきたいし、町長報酬で、自分のお金で行けば、別にコンパニオンをつけても誰も文句は言わないはずであります。

それでは、次の質問に移ります。

平成17年11月17・18の1泊2日で姉妹都市である長野県飯島町に、「自立のまちづくり」を研修テーマとして実施された当時の斑鳩町議会議員全員参加の視察研修の実態について問います。議員全員の視察研修を実施された目的は、何ですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 本件について私の方からご答弁をさせていただきます。

当時、斑鳩町におきましては、市町村合併についての住民投票の結果を受けまして、広域7町との合併をせず単独町制の道を歩むことといたしました。そのことから、町議会におかれましても、町民から信頼され身近な議会として親しまれる議会運営が出来るよう、また厳しい財政状況に対応するため、財政健全化と議員定数等について議論を重ねてこられたところでございます。

一方、平成10年に友好都市として提携を結んだ長野県飯島町におかれても、合併をせず自立の道を選択され、自立のまちづくりに積極的に取り組まれておりました。また、飯島町議会におかれては、平成17年3月の議会改選を機に議員定数を16名から12名に削減され、あわせて委員会構成についても、3常任委員会から2常任委員会にされ議会運営に当たられておりました。

そのようなことから、共に自立を選択したまち同士、自立のまちづくりと今後の行財政改革について意見交換を行い、あわせて飯島町議会の議会運営について忌憚のないご意見等を聞かせていただき、斑鳩町議会運営の参考にするために視察研修をされたものでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、視察研修の費用と、一体誰が参加されたのか。それと、視察報告についてお尋ねいたしますが、視察の費用、そして視察報告書は誰がいつ提出されたのですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、視察報告書でございます。視察研修の報告書につきましては、平成17年11月21日付で、議会運営委員会の里川委員長から議長あてに提出をされております。

その先進地の視察報告書の内容でございますけども、視察年月日は平成17年11月17日から18日までの2日間、視察先は長野県飯島町、視察目的は「自立のまちづくりについて」でございます。また、参加者は、当日所用で欠席されました議員2名を除く議員12名であります。また、随行といたしまして議会の事務局職員2名と、マイクロバス運転手1名であります。また、議会の要請を受けまして、自立のまちづくりについて同じく研修のため町長が参加をいたしております。

次に、視察研修費用でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等費用弁償及び旅費に関する規定により支給をいたしました旅費は、宿泊費、日当、交通費で28万7,080円でございます。町のマイクロバスにかかります有料道路使用料6,850円、交際費等で6,300円、合計30万230円でございます。先ほどの日当等の中に、それ以外に町長の日当等も含まれて、合計で30万230円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、小城町長も参加されているということなんですが、議員の視察研修になぜ小城町長が参加されたんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 同年11月2日付におきまして、議会議長より町長あてに、

議員視察研修するについて参加の要請がございました。そのために参加をいたしております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、斑鳩町議会が視察先である長野県飯島町に提出している視察研修の目的の中で、先ほども総務部長が言われましたが、飯島町は議員定数を16から12に4人減らして選挙を行ったことが書かれていました。ところが、その飯島町へ視察した斑鳩町議会の議員定数の削減は1人、近隣町で一番少なく、住民からも多くのブーイングがありましたし、これでは全く飯島町の視察研修は生かされていません。私は、議員もみずからの報酬で、先ほどの町長視察研修同様みずからの報酬で自分の見識を高めるための研修や調査研究をするべきだと思います。

それでは、次に、3つ目の公共下水道事業についてお尋ねいたします。

平成14年12月議会で下水道条例が満場一致で可決され、私も承認した議員の一人です。しかし、公共下水道事業について、県の下水道課や近隣町村の実態を調査する中で、町が町民に打ち出す受益者負担の間違いに気づきました。斑鳩町が公共下水道を整備することで町民が受益者負担しなければならないのは、20万から100万円程度かかる各家庭の排水設備工事と、毎月支払う下水道料金です。町の言う下水道加入負担金は、受益者負担ではなく、下水道本管工事と公共枡までは町で行いますと住民に周知したとおり町が負担するものです。

そこで、たまたま町長が返還した視察研修費と同額ですが、10万円をなぜ下水道加入負担金として町民から徴収するのか、改めてその理由を聞きたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 加入負担金を徴収するという理由でございます。

公共下水道事業につきましては、全国的に見ましても、まず負担金制度が多く採用されております。と申しますのは、公共下水道が整備されることによりまして、利益を受ける方の範囲が明確であること、公共下水道の整備によって環境が改善され、未整備地区に比べ利便性、快適性が著しく向上し、結果として当該地区の資産価値を増加されるなどの理由から負担金制度が採用されております。当町でも、その趣旨にのっとり、制度を採用しているところでございます。

また、一律10万円につきましては、賦課の公平性を保つためにも、世帯数、建物面積、営業種別などに関係なく一律に定額を賦課する単一定額方式を採用しており、その

理由といたしましては、資産価値の上昇が考えられますが、汚水の処理事業のみの実施であることから、各家庭の受益につきましては大差がないこと、そして全戸加入を目的とし徴収実務経費の抑制と水洗化促進を考慮したものでございます。

公共下水道の整備につきましては、多くの資金と長い年月を要することから、たとえ公共下水道整備計画区域内にお住まいでありましても、財政状況によりましては、公共下水道が利用出来るまで長い年月がかかることとなります。そうしたことから、加入負担金制度を設け、その貴重な財源により下水道事業のより一層の拡大に努めているところでございます。そうした理由でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 下水道事業で多額の費用が要るのはわかります。そこで、住民に負担を求める前に、町として下水道事業費、工事費ですね、それを削減するために、入札等どのような取り組みをこれまでしてこられたのか、聞きたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） あくまでも我々は公共事業のコスト削減に向けての見積もりをしております。余計な支出は避けるということから入念にチェックいたしまして、また地域の図面等現場に合うかどうかにもチェックしてその見積もりをし、適正な状況の中において入札を執行しているという努力をしております。

最近、西谷議員もご存じのように、低入札調査制度というものがございまして、今度本町ではそれに基づいた入札をされました。しかし、この入札についても、社会の中では非常に問題視されておる。といいますのは、ダンピング現象が生じるということで。いわゆる下請けを泣かす状況になるん違うかということで、今、国交省、また他の機関においても、そういうことに対して対応していこうということと言われておるわけです。

我々も、やはり入札の公平性を常に確保し、透明性を確保してやらなければならないことから、議会にも色々ご質問いただきまして、政策入札においてもやっていこうというようなことも考えておるわけです。と同時に、郵便入札で今現在やってます。それは、入札の公平性、競争性を高めるためにやっている、こういうことでございますから、住民の負担を出来るだけ軽くし、そしてその下水道工事の効果が最大限にあらわれるような体制をもって取り組んでいくということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長が言われましたが、私が下水道事業のこれまでの事業

地、あるいは事業費等と入札業者等を情報公開で求めました。その下水道事業の資料によりますと、町が下水道受益者負担金の根拠としている平成3年から平成13年の工事請負業者、工事期間、工事箇所、請負金額、これは落札率なのですが、の記載の入札結果は、廃棄済みのため不存在ということでした。つまり、処分してしまって住民が調べようがないということでございます。

また、平成13年7月26日から平成18年12月27日までの事業費総額は約55億6,000万円で、64件の入札のうち、落札率が95%を超えるもの、この落札率といいますのは、1,000万の予定価格があります。それを業者が900万円の入札いたしますと、落札率が90%ということになるんです。これが大体高い、95を超えると、一般的に談合の疑いがあるのではないかなと、こう言われている数字であります。この中で落札率が95%を超えるものが52件、90%以上が8件、計60件と全体の93.8%にもなっています。町は、財政難の中でも公共下水道事業をやっていくのなら、なぜこの高い落札率を少しでも下げる努力をしないのか。仮に150億、これまでかかった費用が150億として、97%の分を90%に7%下げただけでも10億円以上の削減が出来、結果として間違った形で住民から下水道加入負担金を取ることはないのであります。私は、住民に負担を求める前に、まず入札制度を改め、工事費を削減することが一番だと思います。

それでは、次に排水設備工事の業者選定について問います。

住民が自分のお金を出して行う各家庭の排水設備工事に、なぜ自由に業者が選択出来ないのか、その理由を聞かせてください。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 排水設備の工事につきましては、専門的な技術を伴いますことから、住民がみずから施工することは、これは困難なことでございます。通常、そういうことですので、工事業者に請負をさせて施工することとなる工事でございます。

このため、排水設備工事につきましては、専門的技術を有し、町の監督のもとに、これらの基準を熟知し、それを遵守する責任を有する工事業者をあらかじめ定めておかなければならないことになっております。このため、工事業者を指定いたしまして、その指定要件の一つとして、専門の責任技術者の専属を義務づけております。

工事を適正に施工し得る技術能力のほか、請負契約を誠実に履行出来るということも要件としており、これは工事を依頼された住民を保護するためであり、指定を行った町

は常に指定工事店を監督し、必要な場合は指導を行える体制をとっております。

そのようなことから、排水設備の改造の際には、町が指定いたしました指定工事店の中から業者を選んでいただくということになります。

ちなみに、現在、斑鳩町排水設備指定工事店につきましては、82社の登録がございます。うち36社が斑鳩町内の業者であるということも申し添えさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、町が指定をしなければならないことになっているという、そういう町の指定業者にしなければならないことになっているというその法的根拠をまずお示しいただきたいのと、それと下水道条例では、工事が終われば町の職員が行ってちゃんと工事が行われているかどうかたしか検査をすることになっていると思うんですが、違いますか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） この指定工事店のまず法的根拠でございますが、下水道法第25条、条例で策定すべき事項として、標準下水道条例の中で必ず定めるべき内容としてうたわれております。

そして、今、竣工検査の件でございます。設備工事が終わりますと、町の職員が検査に入っておるという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、町の職員が検査するんやったら、その時で、例えばこれはおかしいというんだったら手直しをすればいい話だし、それと、町の指定業者であって、実際にトラブルがあっても、基本的にはその責任というのは、その業者を選んだ受益者であって、町が代わりに交渉してその業者が賠償をしてくれることでもないと思うんですね。

それと、実際に、今、町内を私が色々聞く中では、町の指定業者というても、非常に金額に開きがある。あるいは、ちょっとひどい業者になりますと、いや、こんなん、受益者負担の下水道加入負担金10万円、こんなん、家を今度売らる時に、そこへつけて、10万上乗せして売ららしたらこんなんすぐ返ってきますんねんというようなことを平気で言う業者もいて、こんなん出来るんですかというような話がありました。

実際、私自身は、みんなそれぞれ商売されて、排水設備工事にしても水道にしても下水道にしても、やはりそういう資格を持って営業をされている方の中で、わざわざ町

が指定した業者だけにする必要ないと思いますし、どうも私の聞いている範囲の中では、何か非常に金額が高いというようなことがありました。それで不信感を持っておられる方がありました。例えば、来られて、どれぐらいですか、うちの下水道やってもらうたら、20万ですと言わはって、えっ、20万もするんですか、よそもっと安いんですが、あっ、ほんなら16万にしときますわてな、こんなちょっと違うん違う、やっぱり思うわけですよ。

だから、僕は、もう少し下水道を担当される方として、もう少し住民自身がある程度わかるようなそういう指針みたいなものを示していただけたら、もっと住民の方が理解していただけるのではないかなと思うんですよ。

それで、実際には、町の答弁の中では、町の業者しか出来ないということで言われたんですが、これはこれまでどの地域でどんな状況下にあっても、町の指定業者以外に工事をされたという事例は1件もございませんね、それだけちょっと確認しときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 現在、1,350、1,400に近づくほどの申請を受け付けしておりますが、すべて指定工事店からの申請でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、この分については、また委員会の方で色々私なりに意見を述べさせていただきたいと思います。時間の関係で次に移ります。

次に、町が設定してます今の下水道料金の根拠について聞きたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 下水道料金につきましては、より健全な下水道事業会計を運営するために、受益者負担、原因者負担の原則から、これを基本に使用料金を試算いたしております。

試算内容といたしましては、当時供用開始予定の平成17年度から平成19年度までの3カ年の人件費、事務的経費を含んだ維持管理費、そして公債費の地方債元利償還費及び奈良県流域下水道への処理費用を含め積算いたしており、1立方メートル当たり約2,000円程度となり、また地方債元利償還費を2分の1に軽減させたとしても約1,200円ぐらいとなりました。

しかし、このような額では、住民の皆様にご負担いただくには多額であることから、

県下市町村の状況や下水道の経営状況を踏まえ、下水道の利用促進を図るため、1立方メートル当たり一般排水で120円、中間排水で152円、特定排水で180円と試算し、平成14年5月22日から同年12月11日までの間担当常任委員会で継続審査により慎重審議を賜り、また委員会提出資料につきましては、他の議員さんにも配付いたしておりました。

そうした中、同年12月3日に全員協議会でご協議いただき、平成14年12月第5回定例会におきまして満場一致で議決をいただいたというところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 以前に僕も聞いた時に驚いたんやけど、ほんまは1立米当たり2,000以上かかるんやと。前聞いた時ですから、2,070円かかると言われたんですかね。それを120円にしていると言われるんやけど、こんなんやったら、3年、5年ぐらいで下水道事業パンクするんやないんですか。単純計算してもそう思うんですが、普通通常常識的に考えて、事業やってて、また下水道は特別会計で独立でやっていくと言われるんでしょう。そやのに1立米2,000円かかる。それを120円にする。こんなんで本当に下水道事業、ずっと将来の見通しやっていけるんですか。再度ちょっとお答えください。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 一応今もお話いただいた内容のとおりではございますが、しかしこれはあくまでも汚水処理原価としていずれ表記されてくると思いますが、現段階では立米当たり2,000円となっておりますが、順次これは経過を追った中で費用的には下がってくるだろうと考えております。しかしながら、これはあくまでも下水道事業をする中では、若干不足する分は多々あると思いますが、一般財源に依存していくところではございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） どうも言うてはることがのみ込めないんですが、これは今の状況、今の状態の分を利用者で割ったら1立米当たり2,000円になると。これが、だんだんその利用者がふえると、この2,000円という単価が下がる、そういう意味でおっしゃっているんですか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 基本的に、まずかかった総費用を総汚水量で除した算出

方法をいたしております。そして、3年間の期間を推計しております、今後これが普及促進してまいりますと、これほど大きな額にはならない。だんだんだんだんとその汚水処理原価としてあらわれてくる額は低下してくるだろうと考えております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そしたら別に、今2,000円かかるのを120円にしていますというような、確かに今は事実かわからんへんけど、それは真実やないん違うかな。こういう説明の仕方というのは、ちょっとおかしいん違うかなというふうに思います。

そこで、実際によその私も色々町村調べましたけど、一番この近隣で安いのは大和郡山市の69円、あるいは川西の81円、奈良市82円、あと田原本85円とかということの中で、120円というのは今の奈良県下の下水道料金の中では一番高いわけですが、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この経過というのは、皆さん方よく考えていただかないかんのは、まず第1次浄水場の第1次処理区の関係等について、斑鳩の目安のところでやるということで、それを皆さん方が反対をされたということで、郡山市と川西のところに浄化センターが行った。第1処理区以外は絶対に受け入れないという知事とのかたい覚書がある中で、我々が、そういう中では、とても16万人の人口を抱えているところで、そんな関係の第3次処理施設をつくっても多額の金が要るやないかというところで、第1処理区にかなり努力をしながら編入をさせていただいた。

当然、第1処理区の関係等については、郡山市も川西も田原本も皆さん入ってますから、それは当然60円、70円、それは当然でしょう。しかし、我々のこの区域については、色々精査する中で120円、あるいは三郷、平群、安堵にしてもそういう料金設定を私はされていると思いますし、何も私は、出来るだけ安くすることが一番基本ですから、そういうことで担当の部長も、あるいはそういうことも色々研究をしながら努力をしていると思っておりますし、そういうことのご理解をいただかなかつたら、何で郡山と斑鳩と違うんだとおっしゃっても、第1次処理区に無理やりうちは編入させてもろっているわけですから、とにかく、安堵は第1次処理区ですから、しかし我々の斑鳩、三郷、平群、生駒市は第3次処理区なんですよ。第3次処理区を第1次処理区の、120万の処理能力があるからそこへ無理やりお願いしたという経過を考えていただくことが一番大事であろうと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、町長は、無理やり第3次区域の分を第1次に編入させていただいた、無理やり入れてもうたから金額のことはということをおっしゃいましたが、たしか私の記憶間違いでなかったら、郡山の今の第1次の浄化センターは100万以上の処理区域、今言われた120万の処理能力持ってて、国の会検が入って、過剰投資やないかということから、3次区域の分も1の方へ入れるというようなそういう話を私は以前に聞いたことがあるんですが、違うんですか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） そういうおっしゃった方がそれはあろうかわかりませんが、本当に第1次処理区の覚書に、奈良県知事奥田良三と大和郡山、あるいは川西、そういう皆さん方の覚書があるんですから。そのところに、それを我々は努力をして第1次処理区に編入させていただいた。そしたら、当然やっぱり第1次処理区の分の負担金というのは必ず来ますやんか。その負担金の覚書も我々はさせていただいて、そして今現在進ませてもらっているわけですから、その負担金が40億でしたら40億の分の負担金を我々が負担をしていかなんですから。だから、そういうことも踏まえて、何も過剰投資やから第1次処理区に第3次処理区を、はい、寄らしますということには私はならない。

こういう問題は、非常にやっぱり難しい問題があると思います。こういう施設をつくること自体がやっぱり皆さん反対されますから。そんなに、はい、わかりました、私の方につくりますということにはならないですから。そのことのやっぱり我々の議会でも大分議論してきたんですよ、本当に第1次処理区に何とか入れないかと。

この計画なんて、平成7年には一部を供用開始をしましょうということで、平成7年ですよ、そういう計画まで立ててるんですよ。それがもう今平成19年ですよ。16年のようやく3月31日に一部供用開始が出来たことも考える中で、既に平成7年ですから、もう10年おくれてたんですよ。そのことを十二分に理解をいただかなかつたらなかなか、我々は議会でそういうことを報告を十分しているわけですから。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それじゃ、今、町長が言われた郡山に比べて条件が違うということの中なんですけど、実際に郡山と、後から入った、生駒も入るんですかね、生駒、斑鳩、三郷とか、この辺の部分と、実際に第1次処理区区域に比べて、どの程度第3次区域は

余分な負担というのはかかっているんですか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 町長が今、地域の状況によってそれぞれの市町村の考え方は違うてくる、これは当然やと思うんです。斑鳩町は斑鳩町独自の考え方に基づいて下水道料金を決めていく。

先ほどもおっしゃってますように、2,070円という数字が出ているのはおかしいやんかというご指摘。これは、あくまでも17年から19年の3カ年によります起債償還費とか汚水処理にかかる自治体の状況等を考えた中で2,070円になったわけです。実際に2,070円を住民からいただきましょと、これは出来ない。どこの町村も試算すれば、やはり非常に高くなる。だんだんこれからは、普及することによって使用料がもらえる中では、この使用料はだんだん減ってくるだろう、このように思います。そういうことで、斑鳩町は使用料を120円にする。これと同じことであって、地域地域の実情によって変わってくるということでご理解願いたい、このように思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） ちょっと時間が押し迫ってきましたんで、これも引き続き委員会の方でさせてもらいまして、次に移ります。

次の、ごみ分別とリサイクルの実態について質問をしたいと思います。

まず、町指定ごみ袋の年間の作製費について、各指定ごみ袋別の作製費をお答えください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町の指定ごみ袋でございますけども、これにつきましては、ご存じのように、可燃ごみ焼却の際のダイオキシン類等発生を抑制するため、また住民の方々が分別排出しやすいように、さらに他市町村からの越境排出を防ぐために、可燃ごみ、不燃ごみ、瓶類・缶類、ペットボトル用、その他プラスチック類用の5種類について指定袋制を導入しております。

18年度におきますその5種類の指定袋の製作費用でございますが、とりあえずまず合計では、1,366万5,000円であります。個別でございますけども、可燃袋の大は276万円、可燃ごみ袋の中が283万8,000円、可燃ごみ袋の小が72万4,000円、不燃ごみ袋の大が49万6,000円、不燃ごみ袋の中が9万3,500円、瓶類・缶類用の大が115万9,600円、瓶類・缶類用の中が9万4,000円、ペ

ットボトル用が115万4,300円、その他プラスチック類用が434万5,600円でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、次に、年間の町民が購入するごみ袋代金は幾らですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成18年度で3,603万800円でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 次に、町が無料としている町指定ごみ袋の自治会配布手数料は、年間幾らですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成18年度で1戸当たり50円、合計で40万6,300円でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 次に、各種団体による廃品回収の補助金というのは、年間幾らですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 各種団体による廃品回収の補助金でございますが、平成18年度は、子ども会57団体、自治会24団体、その他福祉会など7団体、合計88団体に、約1,906トン回収されまして、奨励金は953万9,155円を支出しております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、一応3,600万ぐらいに住民からごみ袋の代金をもらって、実際にはざっと2,400万弱ぐらいが消えている。実際には、差し引きしたら、ごみ処理費には1,200万ぐらいしか使われてないということになると思うんですが、それじゃペットボトル、瓶・缶、プラスチックごみの年間の処理費と、最終処分の実態についてちょっとお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それぞれの品目ごとに18年度の実績でお答えをさせていただきますと思います。

まず、ペットボトルにつきましては、財団法人日本容器包装リサイクル協会と処理について委託契約をしております。処理の具体的な方法といたしましては、ペットボトルを収集後、町の衛生処理場で、リサイクル協会が定めます分別基準に適合しているものと不適合物に選別し、適合している物につきましては、リサイクル協会指定の再生業者に引き渡しをしております。また不適合物につきましては、その他プラスチック類として再生処理をしているところでございます。なお、処理費につきましては、リサイクル協会に引き渡している分につきましては、すべて製造業者や小売業者の負担となっております。市町村の負担はございません。

次に、瓶類・缶類であります。これにつきましては、生駒市に所在する関西メタルワーク株式会社と処理について委託契約をしております。具体的な処理につきましては、選別施設でアルミ缶、スチール缶、色別の瓶ごとに選別されます。その選別作業の際、リサイクル不適合物や残渣につきましては町に戻ってまいりまして、不燃物として最終処理をしております。また、適合物につきましては、金属類は製鉄所に、瓶類につきましては瓶製造工場に出荷されまして、再生利用をされているところであります。処理費につきましては、総額で346万7,313円であります。

次に、その他プラスチック類でございます。三重県伊賀市に所在する株式会社ヤマゼンと処理について委託契約を締結しております。具体的な処理につきましては、選別施設で再びプラスチック製品に出来る素材、固形燃料に再生する素材、リサイクル不適合物や残渣といった3種類に選別をされます。再びプラスチック製品に戻すのに適した素材は、プラスチックパレットとして再生をされます。また、固形燃料に再生する素材は、選別施設にあります製造機で固形燃料にし製鉄所や造船所などに出荷をされていきます。また、リサイクルの不適合物や残渣につきましては、業者所有の埋立処分場で最終処理をされております。なお、処理費につきましては、総額で2,418万7,086円となっております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実際に住民の方から聞くのは、ビニールごみで汚いごみときれいなプラスチックに分ける時に、何で一緒に一つの袋で集めるんやろうと。実際に町の説明としては、人力で向こうで、ヤマゼンさんの方で分けるんやということを聞いてるんですが、そんな手間をかけるんやったら、私は簡単に別々にした方がいいん違うかなというのは素朴に思いますし、それと最近読んだ本で非常にショッキングやったんは、リ

サイクルすることによって結果として地球の温暖化を促進するというようなこんな本初めて読みまして、リサイクル、リサイクル言うてるけども実際どうなんかなということも含めて、これからやっぱりごみて非常に、地球環境の問題がなってきた、片方では単にもったいないからリサイクルというところから地球環境まで派生してきますと、本当にこれまでのごみ行政そのものを見直さんなん時期に来てんのかなというのは私は思いました。

この分について、余りにも衝撃的だったもんですから、もう少し私も私なりにこのリサイクルと地球環境の問題については改めてしていきたいと思うんですが、私は、住民の方々が言われるのは、何度も言いますが、ごみの分別というのは袋でするのではなくて、やっぱり実際に住民皆さんが習慣として身につけているもんですから、わざわざ私は袋を使わなくても、やっとなんか定着しているごみステーションでもっとやることによって、無駄なごみになるごみ袋をつくる必要がないのではないかな。結果としてそういうことが、私は地球環境にもやさしい暮らしになるんやないかなというふうに思います。だから、もう一度、地球温暖化で色々そういう環境問題が取りざたされる中で、ごみ行政そのものをもう一度やっぱり一からリセットする、そういう時期ではないかなというふうに思います。

それでは、最後になりましたんですが、平成17年10月の町長選及び今回の19年4月における公職選挙違反の実態についてお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水選挙管理委員会事務局書記。

○選挙管理委員会事務局書記（清水建也君） 斑鳩町選挙管理委員会の事務局を預る者としてお答えいたしますが、平成17年10月の町長選挙及び平成19年4月に執行されましたいわゆる統一地方選におきます公職選挙法違反として検挙をされた事案は、現在のところございません。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、私は検挙をすとかしないじゃなくて、選挙管理委員会として把握している、明らかに違反だということ把握しているのはどの程度あるのかということをお尋ねしたいんです。

○議長（中川靖広君） 清水選挙管理委員会事務局書記。

○選挙管理委員会事務局書記（清水建也君） 選挙違反として把握しているということでございますけども、あくまでも公職選挙法と申しまして違反検挙するのは警察でござ

います。その警察によって検挙されたことをもって違反であったということで判断されるものであるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 結局ね、西和署へも聞いたんですが、実際に判断するのはどこや、地元の選挙管理委員会が違反だという判断があつて西和署が動くんだというようなことの話聞いてまして、実際に私自身、明らかに公職選挙法に違反しているような物件が結構ありました。政治団体の選挙カーの事前運動とか政治団体の宣伝カーによる選挙期間中の候補者の連呼とか、選挙の告示前のポスターの掲示とか、選挙期間中の掲示板以外の場所でのポスターの掲示、あるいは選挙期間中のビラの配布、候補者の似顔絵や名前の書いたTシャツ、形だけの会費を取った食事会等であります。

時間が来ましたので、私はこういう部分を広報等で日ごろから住民に知らせることが健全な民主主義を育てる第一歩だということを考えていますので、ぜひそういうPRに努めていただきたいと思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 新人議員の伴でございます。よろしくお願いいたします。

まず、町政一般について質問させていただきます。

これからの斑鳩町の発展について、町長は色々なところでお話されていると思いますが、もう一度町長のビジョンをお聞かせ願いたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現在、我が国の社会経済そのものが、国際化の進展に伴う産業の空洞化やバブル崩壊後の景気の長期低迷化などが絡み合って成長力が低下し、ひずみが生じており、そのひずみが、財政、社会保障、医療、教育に至るまでの構造的な問題を引き起こしています。

また、世界でも経験したことの無い速さで少子高齢化が進み、来年我が国の総人口はピークを迎え、いよいよ人口が減っていく人口減少社会に移ろうとしています。

このように社会構造が大きく転換期を迎えようとする中で、斑鳩町についての私のビジョンではありますが、まず第1に、すべての人々が安心して暮らせる「人にやさしいまちづくり」の推進であります。第2は、一人ひとりの声を大切にする「開かれた町政」の推進であります。そして、第3は、財政の健全化を進め「地方分権の時代にふさわしい施策」の推進であります。

それらをもとに、目指す町の将来像を具体的に申し上げますと、第3次斑鳩町総合計画に掲げておりますように、「固有の自然や歴史文化を大切にし、住民の誇りと愛着が育まれるような質の高い個性的なまちづくり」「誰もが積極的に参画出来る社会づくりを進めると共に、住む人が生きがいを持ち、安心して過ごせるまちづくり」「環境と共に生きるまちを目指し、計画的な土地利用を進めると共に、安全で快適なまちづくり」「人権を尊重し、やさしさと思いやりのある心ふれあうまちづくり」という4つの基本的な考え方を持っております。

そして、まちづくりのテーマを「一人ひとりが創り出すまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」としまして、すべての施策を進めております。

さらに、人にやさしく笑顔輝く「斑鳩」の実現を目指し、時代潮流の急激な変化や多様化する住民ニーズに的確に対応しながら、全身全霊をもって取り組んでいるところでございます。

以上が、そういう目的を持ちながら、将来みんなが斑鳩に住んでよかった、そしてまたみんな楽しんで活動が出来るというような環境づくりをしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） よくわかりました。今後ともその方針で、町長、よろしく願いいたします。

次に、斑鳩というまちの町長の持つておられるイメージは、どのようなものでしょうか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 斑鳩町は、特に私は、一番大きな問題は、先人がこの歴史景観と残していただいた。それは私は、三井、岡本、あの地域が規制を受けられた中

で、それを守ってこられた。そのことが、今日の世界遺産に第1号として、単独で法隆寺仏教建造物群、あるいは法起寺仏教建造物群を持つこの斑鳩の地がそういう世界遺産に登録された。我々はそれをやっぱり皆さん方と共に、あの三井、岡本の電線の地中化等についても、いち早く議会の皆さん方と共にやらせていただいたし、そしたら県が続いて法隆寺周辺の関係の電柱地中化ということをしてきた。私は、そういう一つの呼び水を起こしながら、斑鳩の持っている固有、そういうものを大事にしていく。

それとあわせて、昔は、必ず大阪あるいは遠方から遠足に来られた。竜田川で、あのせせらぎの水で、やはりあそこで水遊びをされた。それが今、河川の関係で、河川改修等で河床が下がってますけども、やはり竜田川と三室山の一つの景観、このものをやっぱり我々としては残していきたい。

特にまた、藤ノ木古墳の問題にしても、昭和60年にあの藤ノ木古墳で馬具が出たということは、私は世界に冠たる、世界へ行ってもあの馬具というのはないわけですから、あの馬具を中心とした藤ノ木古墳、ようやく20年かかって整備が出来つつありますし、今年度も、昨年から国に要望をかけながら陳情してまいりましたら、ちょうど7,500万の内示を受けて、今現在申請をいたしてますように、平成20年の3月には藤ノ木古墳が外から見える、あるいは年2回ぐらいは中の関係等について公開をしていきたい。

あるいはまたガイダンス等についても、法務局の跡地を利用しながら、出来るだけ質素に、一時的には資料館等をつくれという話も議会の皆様方からありましたけれども、私はやっぱり今後のことを考えますと、出来るだけ安価な値段で資料館等、ガイダンスをつくっていくことが一番大事であろうということで、皆さん方のご協力を得ながら今現在そういう設計をさせていただいております。

そしてまた、社会福祉センターが出来ますと、今、水道庁舎として斑鳩町が保有しておりますものを社会福祉会館に貸してありますけれども、そういうものをまた文化財の埋蔵関係の資料等に当てていきたいということもございます。

そういうことによって、我々の環境については、聖徳太子がなぜこの斑鳩の地を選ばれたかといいますと、この斑鳩の地がやっぱりふさわしい。1400年前に法隆寺を建立されて、まさに1400年という月日がたつわけですけども、そういう中でこの斑鳩の里というのは、私は本当に誇らしく思いますし、これを今後とも後世に引き継いでいく。やはり歴史景観というものを大事にしていく。これは当然のこととございますし、そういうことについては、出来るだけやっぱり、斑鳩町の関係等について、色々とまた

業者等の関係等ございますけれども、出来るだけ規制をしていくことが大事であろうと。こういう中にもまちの活性化というものを生んでいくということで、私はこの歴史景観等、あるいはまたそういうものをうまく守っていくことが今後のまちづくりとしての一番大事な点だと思います。

まず第1点目に、イメージとしては、法隆寺、あるいは法起寺、法輪寺の三塔、あるいはまた竜田川、あるいは三室山の関係等、こういう一つの斑鳩町としてはイメージは抱かれるとっておりますので、これからもひとつそういう点については力を入れてまいりたいと思います。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 斑鳩の里がますます文化的に斑鳩らしさを保ちながら発展していくようにご努力のほど、今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。地方分権と合併についてであります。

まず、国や県の考え方をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 地方分権と合併についてということ、現在の国や県の考え方を聞かせてほしいと、こういうことでございます。

今現在進められております地方分権改革推進は、国と地方の役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする国と地方の新しい関係を構築し、地方自治体の自主性、自律性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すものでございます。

特に最近、少子高齢化や高度情報化など、急速に進む社会変化の中で、住民に最も身近な基礎自治体でございます我々市町村には、従来よりも専門的で幅の広い質の高いサービスが求められております。

そのためには、住民の声を反映させながら、みずからの責任と判断により住民生活に密着した事務を総合的に処理出来る体制を整えていく必要があります。国は、平成12年度の地方分権一括法の施行後、市町村合併の推進、三位一体の改革などによって、都道府県と共に積極的に推進されてきたところでございます。

最近の動きといたしましては、地方分権改革推進法が平成18年12月に成立し、さらなる地方分権改革に向けての推進体制を整備されたところであります。これまでの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取り組みを行っていくことと

しております。

特に、市町村合併につきましては、市町村の行財政基盤を強化するための有効な手段といたしまして、旧合併特例法のもとにおいて、合併特例債による措置等の各種財政支援措置を講じることにより「平成の大合併」が進められ、平成10年度末には約3,200ございました市町村が、平成17年度末の旧合併特例法の期限までに約1,800の市町村となり、約1,400の市町村が減少しました。しかし、国はさらなる合併の推進ということから、現行の市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法でございしますが、平成17年4月に制定されました。この法律は、平成22年3月までの5年間の時限立法となっております。

その内容といたしましては、財政優遇措置は縮減傾向にあるものの、合併特例区の制度等の創設、都道府県知事の市町村合併に関する役割の強化が新合併特例法に新たに加えられております。

特に、知事の役割強化につきましては、知事は、総務大臣が策定する「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」に基づき、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を定め、この合併構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告や合併協議会における協議の推進に関する勧告を行うことが出来るとされております。

このことから、国といたしましては、市町村合併に関する都道府県の役割及び権限をさらに強化し、さらなる合併を進めていく考えであると思っております。

奈良県では、これを受けて、県内の合併を推進するために、平成18年3月に、奈良県市町村合併推進構想、いわゆる11市構想を策定されております。本町は、ご存じのように、平群町、安堵町との3町の組み合わせが示されたところでございます。

本合併推進構想の中で、この組み合わせにつきましては、安堵町が1万人未満の小規模の町であり、一定規模の人口を有する行政区域の形成が必要であることと、行財政基盤の強化を図るために、まずは3町が合併し、市制施行を目指すべきであるとの考えによるものとなっております。

さらに、将来的には、行政の効率的な運営のために、人口10万人以上の市となるよう周辺市町との合併を検討していくべきとの方向性も示されております。

また、その中で、県は、「今後、本推進構想をもとに、市町村や県民に対して合併の必要性や意義についてわかりやすく情報提供を行うと共に、それぞれの地域の状況に応じて関係市町村に対する様々な支援など、市町村合併の推進に向けまして県として役割

を果たしていきたい」と、その考えを明確化しております。市町村合併につきましては、これからは積極的な姿勢をもって県は進んでくるだろうと、このように思っております。

以上が、質問にございました現在の合併に対する県と国の考え方でございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） ということは、斑鳩町としては、今後どう考えていらっしゃるでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 斑鳩町としては今後合併についてどう考えているかということでございます。

現在、市町村を取り巻く現状は、少子高齢化、高度情報化、地球規模の環境問題など多岐にわたっております。こうした複雑化する社会問題、慢性的な財源不足などの解決すべき行政課題が山積をしておるところでございます。

当町が、地方分権時代にふさわしい基礎自治体として、これからの行政課題に対応すると共に、真に住民の求めているサービスを提供し続けていくには、十分な権限や財政基盤に加え、職員にもより高い専門性が求められています。

そのために、本町では、現在、第3次行政改革大綱に基づきまして、行財政改革を全職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。

市町村合併についてでございますけれども、合併自体は、地方分権の進展及び国と地方の厳しい財政状況の中で、様々な行財政課題に対応していくための有効な手法の一つであることは、十分我々も認識をしております。

ただ、平成15・16年度に、7町合併協議会にて協議を進め、住民説明会を開催する中で、住民の皆様からのご意見をお聞きいたしますと、7町合併については否定的なものが数多くございました。その理由としては、新市名についてでございます。「斑鳩」という歴史的由緒ある名前、土地に愛着があるために、自治体名が変わることの抵抗感、さらには財政状況の異なる7町の合併により、他町の借金まで背負うこととなるのではないかという不安感、不公平感を多くの住民が感じていたことが挙げられるわけでございます。

そして、その後平成16年の12月5日に合併についての住民投票を実施いたしました。約8割弱の住民の方が7町の合併に反対の意思をあらわされました。この住民の意思を重く厳粛に受け止め、これらの住民の声を無視した合併の検討は非常に難しく、3

町の合併につきましても、本町から合併を求めていくことはしないと考えているところでございます。これが斑鳩町としての今後の考え方でございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） つまり、みずから合併を求めていくことはしないということですが、仮に他町から合併したいとの打診があった場合には、合併をする可能性があるということになるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 先ほども答弁で申し上げてますように、反対が多数を占めました合併に関する住民投票の結果は、重く受け止めているところでございます。しかし、前回の住民投票は、7町の合併についての協議内容を踏まえてのことでありましたので、次の新たな合併の話となりますと、多少とも状況が変わってくる可能性は否定出来ない、このように思います。そのためには、他町からの合併協議の要請や知事からの合併協議会設置の勧告がありましたならば、真摯に対応していく必要があるものと考えております。ただ、その際には、前回の合併協議の際と同様に、住民の皆さんには積極的な情報提供を行い、議会とも十分ご相談申し上げながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） わかりました。今後、状況が変わりましたら、速やかに住民に情報を公開していただけるよう、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

子どもは斑鳩の宝物です。その宝物が壊れていく、壊されていくのは、ざんきにたえません。これは、私を含めた大人の責任であると思っております。

まず、いじめ及び不登校の問題を取り上げたいと思います。

町立小学校、中学校のいじめ、不登校問題について、各学校別にどれぐらい発生しているのですか。具体的な数字を入れながらお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） いじめ、あるいは不登校についてのご質問でございます。

いじめ、不登校につきましては、子どもの小さな変化やその兆候をいち早くやっぱり見つけ出していくと、そういうことが大事ではないかなというふうに思っています。そして、その状況に対応いたしまして支援を行い、そして未然防止に努めることが必要

であるというふうを考えておりました、日々学校の方でそうした取り組みをさせていただいているところでございます。

まず、いじめについてでございますが、斑鳩町の教育委員会の方では、平成18年1月に児童生徒に対しましていじめについての実態調査を実施いたしました。この結果、子ども自身がいじめと感じた事例でございますが、小学校では33件、そして中学校では11件という報告がございます。この中には、いじめとは言いがたい友達同士のトラブルもあったようでございます。それらの小さな出来事がいじめにつながる可能性も別にあるわけでございますので、そうしたことのケースについて適切に指導行ってきたところでございます。

また、これらの事例を含めまして、各学校でいじめと言える事例があるかどうか、前回に引き続きまして追跡調査をしてきたところでございますが、18年度末の状況でございます。いじめの件数につきましては、斑鳩小学校では8件、西小学校では0件、東小学校で5件ということで、小学校では13件ございました。そして、斑鳩中学校では1件、南中学校では0件、中学校では1件ということでございます。小中合わせまして14件という結果でございます。

そのいじめの内容でございますが、冷やかしのものが7件、仲間外れが2件、暴力が2件、誹謗中傷、それが1件、そして物隠しが2件でございます。このうちで、指導して解消が出来ましたのが10件でございます。それは、小学校で9件と中学校の1件でございます。継続して支援を行っておりますのが4件でございます。これは小学校でございます。そういう状況でございます、こうした事例につきましては、引き続き学校の方で支援を行っているというところでございます。

次に、不登校についてでございますが、18年度の不登校でございます。これは、統計上年間30日以上欠席した者ということでございますので、その基準に合せてご報告申し上げますと、斑鳩小学校では5人、斑鳩西小学校で0人、それから斑鳩東小学校で3人でございます。小学校では、合計8人でございます。そして、斑鳩中学校では11人、斑鳩南中学校では3人、合計14人となっております。

また、これらの児童生徒の現状を追跡調査いたしましたところ、平成18年度末でございますが、斑鳩小学校では2人、斑鳩西小学校で0、斑鳩東小学校で0、小学校2人ということでございます。そして、斑鳩中学校では5人、南中学校では0と、中学校5人と、こういうふうを追跡調査の結果減少しているということでございます。こうした

ことも踏まえながら、引き続き家庭訪問等を行いながら、子どもたちの状況を見守り、適切に指導をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

この不登校となったきっかけにつきましては、子どもによってそれぞれ色々な要件があるわけですが、今回の調査の中では、いじめが原因による不登校というのは、小学校、中学校共0でございます。

そして、不登校の主なきっかけといたしましては、いじめ以外の友達関係をめぐる問題、あるいは教職員との関係をめぐる問題、あるいは学業不振、入学・転入学、あるいは進級時の不適応、家庭の生活環境の急激な変化、あるいは親子関係をめぐる問題、家庭内の不和、あるいは病気による欠席、その他本人にかかわる問題などでございます。こうした様々な問題が複合している場合もあるわけですが、不登校の子どもたちに対しましては、個々の不安や悩みを取り除きまして子どもたちの成長を支援し登校出来るように、家庭や関係機関と連携しながら努めているところでございます。

また、不登校を未然に防ぐためには、友達関係、あるいは学習の小さなつまづきを早期に解消出来るように、生徒指導や学習指導に努めているところでございます。小中連携教育におきましても、体験入学や、あるいは小中交流事業等を取り組みながら、小学校から中学校への移行期におけます不適応をなくして、不登校の減少を図っているところでございます。こうしたことを日々努力しながら、不登校、あるいはいじめの解消に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 悲しい思いをしている子どもがいる事態が非常に悲しいです。本来であれば、斑鳩町にはいじめ問題はありませんと聞けることを期待しておりました。

それでは、特にいじめ問題について、どのような方策をとられているのか、全般的な取り組みについてお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） いじめについては、今、議員もおっしゃっていただいておりますように、あってはならないことだというふうに私たちも考えているところでございます。そうした中で、子どものいじめにつきまして、子どものSOSを、子どもから発信されるのではなしに、先生方、あるいは大人たちが、やっぱり小さな子どもたちの変化に早く気付くということが大切だというふうに思っています。

また、特定の教員が問題を抱え込んだり、あるいは事実を隠したりすることなく、学

校全体でそれぞれの状況に応じた対応をすることが必要であるというふうに考えているところでございます。それぞれの学校で、事実、いじめあるいは不登校について、学校で委員会を設置しながら対応をしていただいている学校もあるわけでございます。そうしたことを校長会でも話し合いながら、次のようなことに配慮していじめの早期発見、早期対応に努めるように学校長に指導をいたしております。

まず、事例として、子どもの思いや願いを十分に把握することが重要と考えておりました、例えば朝の子どもたちの顔色はどうか、登校してきた時の子どもたちの顔色はどうか、あるいは元気よく出かけてきているのかどうか、あるいは話しかけた時の反応はどうか、あるいは学習時の反応はどうか、あるいは子ども同士の様子はどうか、給食時の子どもは元気に食事をしているのかどうか等々の色んな方面から観察を行いながら、その反応を通しまして、それぞれの先生方のアンテナを張りながら、子どもの思いや願いを知り、あるいは対応、指導に当たっているところでございます。大変難しいことでございますけれども、多くの先生方の目で子どもたちを見るのが大切だというふうに思っています。なかなか目だけで、あるいは言葉だけで判明するというのは非常に難しくなっているのは事実でございます。そうした子どもの変化に気付いた場合につきましては、先ほども申し上げましたように、先生一人で抱え込まずに、すぐに学年、あるいは生徒指導、教務主任、教頭、校長と連携をとりながら報告し、連絡、相談を密にしながら、小さな問題であっても、学校全体で子どもを見守り支援に取り組んでいるところでございます。

いじめがあった場合の対応でございますけれども、いじめられた側に対しては、訴えを丁寧に聞きながら事実を正確に把握するように努めているところでございます。ただ、学校には捜査権というのがございませんので、あくまでも子どもたちの自主的な反応ということ、それをもとにして判断をするというのが現実でございます。そうした中で、子どもの状況に応じまして支援を行い、自立を促しているところでございます。

それから、いじめた側に対しましては、毅然とした態度で、いじめ行為は命にかかわる問題であるということを説明しながら、いじめられた人の苦しみを気付かせるように指導をしているところでございます。

また、学級全体での指導が必要な場合につきましては、適切な教材等を選定しながら、子どもたちが互いの人権を認め合い、いじめを自分の問題としてとらえることが出来るよう指導を行っているところでございます。

さらに、これまで教育委員会として力を入れております生き方教育、これは道徳教育でございますが、心を豊かにするための道徳教育を各学校・園で実践しているところでございます。道徳教育を充実させることで子どもたちの人権意識を高めまして、いじめの事例が起こらないように努めているところでございます。

また、学校だけではなくて、家庭や地域等の連携を密にいたしまして、心配なことも速やかに保護者に連絡相談していただきまして、そのほかスクールカウンセラー、あるいは青少年悩み事相談など色んな専門家の相談所もございますので、それらを活用いたしまして、いじめの未然防止に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 子どもがおられるご家庭にとって重要な問題ですので、安心して子どもが通学出来るように、今後ともなお一層の取り組みのほどよろしく願いいたします。

次に、子ども110番の旗と見守り隊についてです。

子ども110番の家について特に聞きたいのですが、オレンジ色のパゴちゃんの旗がぼろぼろになってまして、景観がよくないが、外してもいいのかわからないご家庭が存在しております。定期的な連絡や旗の交換をしてあげてほしいのですが、また見守り隊や学校安全ボランティアについてもお聞きしたいのですが、よろしく願いします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子ども110番の家について、町内の色々な方がご協力いただいております、子どもたちもその旗を見ることによって安心感を得ながら登下校をしているものというふうに思っているところでございます。

今、子ども110番の家についての質問いただいているわけですが、質問者もご承知いただいておりますように、子どもたちの登下校時による不審者からの声かけ、つきまとい行為等の被害を受け、身の危険を感じた時に避難場所として、当町では子ども110番の家、通称「パゴちゃんの家」として子どもの安全安心を守ることを目的に、町内のご家庭の協力を得ながら設置をさせていただいております。

ご協力をいただいております件数でございますが、一般家庭、商店を合わせまして、平成19年5月末現在で546件の皆さん方のご協力を得ているところでございます。壊れた旗の交換につきましては、これは、役場及び3公民館がございまして、中央、西、東の公民館がございまして、この公民館において旗の交換をいたしておりますので、P

PTAを通じましてまた周知させていただきたいと思っております。そうした役場、あるいは3公民館に申し出ていただければ交換をさせていただきますし、今申しあげましたように、PTAを通じてそうした交換が出来るような方法も考えていきたいというふうに思っています。

また、一昨年には、全町の調査を行いまして、旗の破損等によりまして40件程度の旗がなくなっておりましたことから、改めてそれを設置させていただいているところでございます。

今後も、この制度の普及充実に向けまして、子どもたちの身柄の安全、子どもたちの身の安全確保はもちろんのこと、協力者の方々の自身の安全確保にも視点を置いた子ども110番の家対応マニュアルの作成も検討をしておりますことから、旗の交換等につきましても、役場及び3公民館において旗の交換の受け付けをしていることをマニュアルの中に記載してまいりたいというふうに考えております。

子どもたちが緊急時に駆け込むことが出来る子ども110番の家のほか、子どもの安全確保のために、各小学校では登校は集団で行っておりまして、下校は各学年ごとの集団下校を行っているところでございます。また、下校時におきましては、子どもの安全を守るために、教職員が校区内巡視等を行っているところでございます。そして、学校、保護者、地域の協力を得ながら、現在も引き続き子どもたちの安全確保に努めているところでございます。多くの地域の皆さん方のご協力を得ながら、子どもたちの見守りをさせていただいているというところでございます。

また、子どもたちを守るための学校安全ボランティア、あるいは地域の自治会、小地域福祉会、老人会等が登下校時の見守りをさせていただいております。大変感謝を申し上げているところでございます。

町行政におきましても、全課が輪番制で毎日下校時間に合わせまして青色防犯パトロールを実施いたしております。さらに町立小中学校の教職員の方も青色防犯パトロールを行っていただいております。そうしたことをしながら、より安全で安心して通学出来るような体制づくりに努めているところでございます。

さらに、子どもの安全確保を図りますために、保護者らに近隣市町村の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を行っております。

また、子どもたち自身が、自分の身は自分で守るという意識を身に付け、また保護者も危機意識を持っていただくことが必要であると考えておりまして、平成18年度には

教職員研修及び家庭教育学級等で、NPO法人のCAPによる研修会を実施いたしております。これらの研修を通しまして、さらに子どもたちにわかりやすい形で、かけがえのない自分自身の命を守る力を引き出す指導を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

今後も、地域の皆さんの協力を得ながら、安全安心への取り組みを継続すると共に、広報等でボランティアの募集や、あるいは地域の方々への見守り活動の協力を呼びかけながら、少しでも多くの目で子どもたちを見守っていただくように広く啓発をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 私が子どものころ、人に迷惑をかけることをした時などは、いわゆる近所のおっちゃんやおばちゃんが、こら、そんなことをしたらあかんやないかと叱ってくれたものです。今にして思えば、子どもを地域ぐるみで育ててくれたように思います。そのようなことから、今後とも色々な情報の発信及びボランティア活動がますます発展継続していくように、行政としてのサポートのほどよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

今、問題になっている国民年金についてですが、斑鳩町では、国民年金納付記録資格証発行の制限について、町が受け付けをしていた2001年度末までの記録は現存しているのかどうかお聞きしたいのですが、よろしく願いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 紙の台帳及び電算システムに組み込まれた記録として保存をしております。平成14年4月から、町では被保険者名簿を備える必要がなくなったわけですが、以前使用しておりました紙台帳による名簿に記録されたものと、電算システム導入後に記録されたものは現存をいたしております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 記録が現存していて私も安心いたしました。町民福祉への気配りに対し、まことに感服するものであります。

それでは、加入者が保険料を払ったと記憶していても、社保庁に記録がない場合の対応は、町としてどうされるのか、教えていただきたいと思いますが、よろしく願いし

ます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 国民年金、厚生年金を受給するに当たっては、社会保険庁において記録の確認が必要ですので、まずは社会保険事務所に相談をしていただくこととなります。本人の記憶と社会保険事務所の記録が一致しない場合、これまでも社会保険事務所からの照会により町の記録を確認することもありまして、保存している記録に基づきまして、可能な限り情報を提供し協力をしてきております。

今、国において、未統合の年金記録の照合や24時間体制の相談窓口の設置をされましたが、被保険者の受給権を守る観点から、町といたしましても出来る限り積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 長い間真面目にコツコツと続けてきた年金納付でありますので、今後住民の方々が町にお尋ねになる時、出来る限り住民側に立ったサポートを今後ともよろしく願いいたします。

最後の質問に移らせていただきます。

出生届の取り扱いについてですが、前の夫の子と推定する民法772条2項の規定について、例外的に再婚相手の子などと認める新制度の取り扱いについて、町としてどうなさっているのかお聞きしたいのですが、よろしく願いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 質問者の申されます前夫の子と推定する民法の規定は、婚姻の解消、または取り消し後300日以内に生まれた子は前夫の子となる規定であります。質問者が申されます例外的に再婚相手の子と認められる新制度につきましては、平成19年5月7日付法務省通達により、婚姻の解消または取り消し後300日以内に生まれた子のうち、医師が作成した証明書を出生届と一緒に提出することにより、婚姻の解消または取り消し後の懐胎であることが証明出来れば、後婚の夫を父とする子として出生の届け出を受理出来るものとされております。当町といたしましても、このようなケースの届け出がありましたら、この通達に基づき事務処理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） それでは、やむを得ない理由で、離婚前において、前の夫の子で

はない子の妊娠になったケースの場合の考え方についてお聞きしたいのですが、申しわけない、もう一度言います。結局のところ、前の夫ではないとわかっている場合ですね、離婚前にそういう形で懐胎されたというケースですが、町の方どうされるのか、よろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） その件につきましては、この新制度では、あくまで婚姻の解消または取り消しを受けていることが前提となっておりますので、適用外になってまいります。離婚前の懐妊も新しい夫の子と認める等の規定の改正につきましては、今、国でも議論をされているところでございまして、今後国の動向を見据えながら対処してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） しかし、実際の問題として、離婚前に妊娠した場合で、民法の規定に基づく前婚の夫の子ではない場合の取り扱いについてどうするのですか、もう一度お願いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） その場合、現行では、前婚の夫が父でない場合は、「嫡出否認の訴え」を出生を知った日から1年以内に前婚の夫から裁判を起すことが出来ます。このことについては、今後相談等がございましたら、十分にご指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 親子の問題は、子どもから親を選ぶことが非常に難しい現状において、適切にご指導を今後ともよろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず、放課後子どもプランについて質問させていただきます。

昨年度の議会で、本年度中には方向性を見い出してまいりたいとの答弁でありましたが、その方向性はどうなっておられますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 放課後子どもプランについてのお尋ねでございます。

まず、この制度について若干申し上げておきたいと思いますが、放課後子どもプランにつきましては、希望するすべての子どもを対象とする文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と、それから共働き家庭など留守家庭の概ね10歳未満の児童を対象とする厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して、実施場所や運営方法等を出来る限り一元化して、効率的、総合的な放課後対策事業を展開しようとして、こういうものでございます。

放課後子ども教室推進事業につきましては、小学校の空き教室、あるいは体育館、校庭などを利用し、全児童を対象として、放課後から概ね午後5時ごろまで学習の予習、あるいは復習などの学び、あるいは野球、サッカーなどのスポーツ、工作、折り紙などの文化活動、それから地域のお年寄りなどの協力を得ながらそうした交流、昔の遊びです、そうしたものを取り入れながらプログラムを行うものでございます。

学びにつきましては、教員のOB、あるいは教職を目指す大学生による学習アドバイザーが担当をいたしまして、その他のプログラムにつきましては、地域のボランティアの皆さんの協力を得て指導するものでございます。また、ボランティアの確保、あるいは活動プログラムの策定につきましては、各小学校に配置いたしますコーディネーターが行うものというふうに、文部科学省の放課後子ども教室推進事業の概要を定められているところでございます。

当町につきましては、先ほども、本年度中に方向性を見出すということで昨年度も答弁いたしているところでございますが、現に放課後児童健全育成事業を実施しているところでございます。

放課後子ども教室推進事業につきましては、平成19年度からの新規事業でございますことから、学校や関係機関との連絡調整、あるいはボランティア等の協力者の確保、あるいは活動場所の確保、活動プログラム策定等を行うコーディネーターの確保、あるいは運営委員会の設置、子どもの下校時間、下校方法等、実施に向けてクリアしなければならない課題がたくさんあるわけでございます。

このことから、利用者の意向調査を行いながら、その結果に基づきまして今後問題点を整理いたしまして、検討し、19年度中に事業の実施につきまして方向性を見出してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） このプランの活動の場所である空き教室がないとの答弁でしたが、どのような状況でしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 空き教室がないという状況でございますが、これは昭和58年度に児童数のピークを迎えておりまして、斑鳩町全体でも2,995人ございました。平成19年5月現在では、1,623人でございます。ピーク時と比較いたしまして1,372人の減少となっております、当然少子化に伴いまして空き教室が生じるものがありますけれども、時代の要請によりまして、現在までにランチルーム、これは多目的教室でございますが、そうしたものや、あるいはコンピュータ教室、英語教室とか、あるいは少人数授業の教室などに転換しながら現在利用しているところでございます。そうした状況の中で、現在では空き教室がないと、こういうことでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） この放課後子どもプラン、空き教室を見込んでのプランでもあり、また保護者、指導員らが心配されているように、子どもの安全性及び情緒面への配慮の観点から小規模の適正人数への移行を促すプランでもあるため、また学童保育も影響を受けてしまいますが、平成22年度へ向けどのようにお考えになっておられますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 学童保育にかかわりますことにつきまして私の方からご答弁をさせていただきます。

共働き家庭の一般化や一人親家庭の増加、子どもが被害に遭う痛ましい事件が相次ぐ中で、全国的に学童保育の入所希望者が増加しており、斑鳩町におきましても、平成19年6月1日現在、斑鳩学童保育室で126人、斑鳩西学童保育室で43人、斑鳩東学童保育室で79人の計248人が登録されており、各学童保育室とも定員を超えているのが現状であります。

指導員の数につきましては、斑鳩学童保育室が前年より1人増の7人、斑鳩東学童保育室も1人増の5人、斑鳩西学童保育室が3人の計15人の指導員が、子どもたちが安全に楽しく放課後を過ごせるよう指導をしております。

今後の学童保育室の運営につきましては、放課後子どもプランにおいて、両事業の運営方法等も含めて今後調査検討されていくものでございますが、参加する児童生徒が重複すると考えられますので、従来学童保育室へ入室していた児童が放課後子ども教室へ

移行することにより、学童保育室の児童は減少するのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会等関係機関との連携協力のもと、学童保育室の運営について今後検討をしてみたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） ただいまご説明がありましたように、まだ検討段階の制度ですが、しかし今年度から放課後子どもプランという事業が始まっていると誤解されている方が多数おられました。我々関係者は、正しい情報や資料なども手に入り、このプランの内容、方向性がわかり問題はありませんが、この情報を必要とされている保護者、指導員らに、このプランの中身や方向性がしっかりと伝わっていないため、不安や要らぬ心配を与えているような状況だと感じておりましたが、先週の6月9日に、学童保護者総会におきまして子どもプランの現状について説明していただいたというふうにお聞きしていますので、その件に関しましては安心いたしましたところではあります。

また、これからも、この事業だけでなく、行政が行う事業は、関係者などの内々だけの協議にとどまらず、もっと途中経過を一般の方でもわかるような表現にして報告していただきたいと思っています。

また、斑鳩町内に点在する掲示板も、難しい文面表示などによる報告書が多く、一般の人が掲示板の前を通っても見ようとしなないのが現状だと思います。住民の方が、今日もおもしろそうなことが掲示されているんじゃないかと掲示板をのぞく習慣がつくような活用方法、また情報提供の場にされてはいかがでしょうかと私の提案をさせていただき、次の質問に移らせていただきます。

続いて、人間ドック、脳ドック健診の受け付け方法について質問いたします。

本年度の人間ドック、脳ドックの健診の申し込み受け付け時に住民からの苦情があったとお聞きします。私の方にも、多数の受け付け方法に対する不満の声が寄せられました。今までは問題もなく申し込み受け付けをされてきたそうですが、今後どのような対応をされていきますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回の人間ドック、脳ドックの健診の申し込み受け付けに際しましては、予想を大幅に上回る申し込み者の来庁となりましたことから、混雑を引き起し、まことにご迷惑をおかけすることになってしまいました。

国におけます医療制度改革に伴い、平成20年度以降は、本町においても健診のあり

方が大きく変わることが予想されます中、来年度以降の両ドック、人間ドック、脳ドックの実施については、まだ決定をいたしておりませんが、継続して来年度も実施する場合におきましては、出来る限り公平な申し込み受け付けは行えるように前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今後、人間ドック、脳ドックなどの健診を受けようとする住民が増加していくと予測されますが、限られた予算、人員での対応で大変だとは思いますが、前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、医療費適正化の総合的な促進についての推進についての質問をさせていただきます。

先ほど、人間ドック、脳ドック健診の募集と同じページに健康に関する教室などの募集項目がありましたが、それは生活習慣見直し講座や健康のための運動習慣を身につける運動教室はつらつ歩こう会や食生活講座など、若者からお年寄りなどを対象にした講座でしたが、斑鳩町はこれらの教室や健診を通して医療費適正化をどのように進めていくおつもりでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 本町では、疾病の早期発見、早期治療に資するため、様々な検診や健康教室を行っております。特に、食生活や運動習慣は、糖尿病などの生活習慣病に大きく影響することから、幅広い年齢層に呼びかけまして、これらに関する教室を開催し、出来る限り医療にかかることなく、健康である期間を保持していただけるように努めているところでございます。

さらに、医療制度改革に伴い、生活習慣病予防の徹底を図るために、平成20年度から医療保険者に対しまして生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保険指導の実施が義務づけられることとなります。医療保険者においては、保健指導関連データとレセプトを突合したデータを用いて健診、保健指導を一体的に行うことで、生活習慣病有病者や予備軍を減少させることを目標としており、ひいては医療費の抑制にもつながっていくものと考えております。

町といたしましては、平成19年度中にこの特定健康診査や特定保健指導の目標や実施方法等を定める特定健康診査等実施計画を策定することとしており、その中でがん検診や人間ドック、脳ドック健診等の保健事業のあり方についても検討をしてまいりたい

と考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 我々が自主的に健康を意識し、おっしゃいました生活習慣病予防に積極的に取り組むための意識改革には、保健センターの職員の地道で着実な健康指導が要求されると思います。福祉を取り巻く環境はさらに厳しくなると思われませんが、これからも斑鳩町の健康管理をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、最後の質問をさせていただきたいと思ひます。最後に、クレジットカードによる公金収納について質問させていただきます。

日常生活の変化や支払い手段、方法の多様化に対応するため、平成10年当時は不可能だった公金収納が、平成16年には地方税が可能に、平成18年には税以外の公金についてもクレジットカードによる公金収納が制度上広く認められ、クレジットカードによる公金収納を導入、または導入予定の自治体がふえてきていますが、斑鳩町はこの時代の流れにどう対応されていくおつもりでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町税の収納につきましては、地方税法第20条の6に、「第三者の納付又は納入及びその代位」が規定をされているところであります。また、使用料や手数料の公共料金につきましては、平成18年3月の地方自治法の改正におきまして、第231条の2第6項に、指定代理納付者による納付が規定されたことにより、クレジット収納が可能となるよう法律の整備が行われたところでございます。

国民1人当たり約2.5枚のクレジットカードを所有していると言われる現在、クレジットカードによる決済方法は確実に定着をしております。分割払いやボーナス払い等多様な支払い方法の選択や、ポイント、イベントサービス等が受けられるなど、クレジットカード収納に対する住民ニーズが存在することは、承知をいたしているところでございます。

このような状況の中にありまして、自治体におきましても、行政サービスの一つとしてインターネットを活用した様々な納付方法を提供することによりまして、利用者の利便性を図ると共に、納付率が向上するなどの利点は考えられるところでございます。

経済産業省によって実施されました「地方公共料金におけるクレジット収納に対するニーズ調査」におきましても、約9割の自治体が前向きな姿勢であるという結果が出て

いるところでございます。

しかしながら、一方、このクレジット収納が普及しない原因が幾つかございます。

まず、カードの利用手数料の問題でございます。この利用手数料は自治体が負担することになりますが、一般的には、利用金額に一定の割合を乗じた額となることから、高額な納付の場合は、それに比例して利用手数料が多額になるなど、収納コストが大幅に増大することになります。

また、導入に際してのシステム改修費用やランニングコスト等につきましても、当然必要となってくるところでございます。

利用手数料に関しましては、総務省におきましても、窓口納付や口座振替等の納付方法との公平性から、地方団体の負担に係る上限額を定めるなどの措置が適当であるとの見解をしているところでもございます。

次に、入金日の取り扱いでございます。住民の方がクレジットカードの提示等によりまして公金の納付を行う場合、クレジットカード会社から実際に入金された日が納付義務の履行日となるため、納付期限との関係や納税証明書の発行等に問題が生じることになります。この点につきましては、実際の運用に当たって調整をしておくことが重要と考えております。

また、カード番号や税務情報など個人情報の保護の関係につきましても、システムの構築等において問題となってくるところでございます。

このように、クレジットの収納の導入について問題点等が考えられるところではございますけれども、一方でクレジット事業者においては、市場規模の拡大を図りシステム開発等を展開しておりまして、自治体と業界の双方が、利用者、住民サービスの向上という視点から仕組みを構築し、結果として収納率の向上に結びつけていく必要があると考えております。

町といたしましても、多様化する住民ニーズにこたえるべく、このようなIT技術を駆使した新たな納付方法の調査研究は、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） このクレジットカードによる公金収納に関しましては、かなりの調査研究、シュミレーションがなされ、町民の満足度向上とコスト削減の両立、この観点からいきますと、斑鳩町の規模、そして収納現状からすると、確かにコストメリット

は難しいかもしれませんが、しかし部署によっては、徴収金額を超えた回収コストを要している場合もあるのではないのでしょうか。公金収納に関する通常業務コスト、督促業務コスト、滞納業務コストなどのトータルコストを加味しはじき出した数字と住民の要望とどれだけ差があるのか、まだこれも始まったばかりの制度ですので、斑鳩町もじっくりと研究をしていただきたいと思います。

最後に、サービスの利用のために、住民のために、どのようなサービスを行うかという視点で運営されていた行政サービスも、現在ではむしろ、限られた財源の中でどこまでサービスを行っていきけるかという逆算の発想を重視せざるを得ない状況になっていると思います。私は、現時点では、限られた予算をやりくりし、現場の職員の献身的な働きによって目の前のニーズにこたえようと必死に努力をなさっていると、そのように思っております。これからの議員活動を通じ、その認識が間違いではなかったと思える行政の姿を見せていただきたいと思いますようお願いをし、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明15日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時06分 散会）